

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	32 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	26 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	59 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	41 件

第1 委員会の結論

申立人の平成12年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年3月

私は、海外留学から帰国した平成11年6月以降、将来への不安もあり、自身で国民年金保険料を納付するようになった。

私は、申立期間当時の保険料の納付状況の詳細は覚えていないが、A市在住時又はB県へ転居後に、毎月定期的に金融機関で納付していたと思う。

申立期間について、納付記録が無く、未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年6月の国民年金加入手続以降、申立期間を除き、国民年金加入期間中に未納は無く、6年12月から11年5月までの海外留学中も、任意加入被保険者として保険料を納付し、国民年金の種別変更手続及び厚生年金保険との切替手続もおおむね適切に行っており、申立人の保険料の納付意識が比較的高かったものと考えられる。

また、申立期間は1か月と短期間である。

さらに、申立人は、申立期間直後の平成12年4月の保険料は同年7月に納付しているものの、申立期間直前の11年6月から12年2月までの保険料については、13年7月から14年3月までの間に7回に分けて、それぞれ過年度納付されていることが確認でき、当時、申立期間を含む期間について1か月ごとに過年度納付書が発行されていたことが推認される上、定期的に金融機関で納付していたとする申立人の陳述に不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年9月から49年12月まで
② 平成2年8月

昭和49年12月に結婚後しばらくして、突然夫婦二人分の国民年金手帳と納付書が送付されてきた。妻がその納付書で夫婦二人分の保険料を一括して全額を納付したので、夫婦共に未納は無いはずである。大金であったと思う以外、妻は具体的な納付金額を覚えていないが、当時私に約20万円のボーナスがあり、その半分程度で納付できたと思うと言っている。

また、その後も妻が夫婦二人分の保険料と一緒に納付してきたのに、平成2年8月の保険料が私だけ未納になる訳がない。

上記期間がそれぞれ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和49年12月に結婚後しばらくして、夫婦二人分の国民年金手帳と納付書が送付されてきたとし、申立人の妻がその納付書で夫婦二人分の保険料を一括して全額納付したと申し立てしているところ、申立人夫婦に係る国民年金の加入手続は、夫婦の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日等から、結婚の約3年後である52年10月ごろに行われたものと推定される上、夫婦共に同年11月に、その時点で時効にかからず納付が可能であった申立期間①直後の50年1月から52年3月までの2年3か月の保険料を一括して過年度納付していることが、それぞれの特殊台帳の記録により確認できることから、この時点において、申立期間①の保険料は、時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻は、過去の保

険料を一括して納付したのは一度しかないと思うと陳述していることから、その記憶は、特殊台帳の記録にある当該過年度納付であったのものとみるのが自然である上、当該保険料額は夫婦二人分で6万6,600円であることから、20万円の半分程度で納付できたとする妻の記憶ともおおむね符合している。

さらに、申立人の保険料と一緒に納付したとする申立人の妻も、申立期間①に係る期間は、同様に未納期間となっているほか、妻が申立期間①の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間①に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、夫婦に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人の妻が、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

一方、申立期間②について、申立期間①直後の昭和50年1月以降の国民年金被保険者期間において、申立人は、現在までの約35年間にわたり、申立期間②を除き保険料を完納している上、申立人の保険料と一緒に納付してきたとする申立人の妻は、平成3年11月に厚生年金保険に加入するまでの約17年間にわたり、保険料を完納していることを踏まえると、妻の保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間②は1か月と短期間である上、当該期間は、申立人の妻の保険料は納付済みであることなどを踏まえると、申立期間②だけが未納期間となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年8月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月から同年3月までの期間及び43年10月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から41年3月まで
② 昭和42年1月から同年3月まで
③ 昭和43年10月から44年3月まで

夫は既に亡くなっているので詳しいことは分からないが、私が昭和37年*月に長女を出産したので、多分、そのころに夫が夫婦の国民年金の加入手続をしてくれていたはずである。

国民年金に加入後は、店に来る集金人に私が夫婦二人分の保険料と一緒に納付してきたので、加入した年の昭和37年1月から保険料を納付していると思う。

当時、集金人に保険料を納付すると、切手のようなものを証書に貼^はり付けてくれていたことを覚えており、私は一日中、店で仕事をし、留守にすることが無かったので、加入当初の申立期間①並びに納付途中の申立期間②及び③の保険料が未納となることは考えられない。

なお、昭和44年ごろに夫が病気で入院して以降は、夫は自身の保険料を納付しないと言っていたことから、私の分だけを納付するようになった。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和37年*月に長女を出産したので、そのころに、申立人の夫が夫婦の国民年金の加入手続をしてくれたはずであると申し立てていることから、加入手続については直接関与しておらず、夫は既に亡くなっているため、当時の具体的な加入状況は不明である。

そこで、申立人及びその夫に係る国民年金の加入時期を調査すると、昭和41年度に実施された適用特別対策により夫婦連番で払い出されていることが

国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、申立人に係る区の被保険者名簿を見ると、申立期間①直後の昭和41年4月から同年6月までの保険料を、同年11月30日に現年度納付したことが確認できることから、このころに夫婦一緒に職権によって加入手続が行われたものと推定される。この時点において、申立期間①の保険料は、時効により納付できない期間を含む過年度保険料であり、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することができなかつたものと考えられる上、申立人は、過去の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと陳述している。

また、申立人が、申立期間①の保険料を集金人に現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間①に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人及びその夫に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかつたほか、申立人が保険料と一緒に納付してきたとする夫も申立期間①は未納である上、申立期間①は4年以上に及び、このような長期間にわたり、納付記録が夫婦同時に毎回連続して欠落することは考え難い。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかつた。

一方、申立期間②及び③について、申立人は、保険料の納付を開始したとみられる昭和41年4月以降においては、60歳期間満了までの約29年間にわたり、申立期間②及び③を除き保険料を完納しており、納付意識が高かつたものと考えられる。

また、当時は集金人による手帳検認方式であり、未納があれば、次回集金時に、集金人又は申立人が容易に気付くものと考えられる上、申立期間②及び③は3か月及び6か月と短期間であり、前後の期間は現年度で保険料を納付済みであることなどを踏まえると、保険料の納付意識の高い申立人が、申立期間②及び③の保険料を集金人に納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月から同年3月までの期間及び43年10月から44年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年5月

昭和52年5月に会社を退職し、その後時期は定かではないが、A市B区役所で国民年金の加入手続を行った。

国民年金加入手続当時、半年から1年ぐらいの未納期間があることを知ったので、妻がさかのぼって納付したと思う。

妻がさかのぼって納付した期間のうち、1か月のみが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年5月に会社を退職し、その後、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料について、妻がさかのぼって納付したと申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年2月13日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点からみて、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能である。

また、申立人は、厚生年金保険の被保険者であった期間を除き、申立期間以外の国民年金保険料はすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、特殊台帳を見ると、申立期間直後の昭和52年6月から53年12月までの国民年金保険料については、おおむね1か月ごとに、18回にわたり過年度納付している記録が確認でき、申立期間の保険料についても、時効成立前の複数回の納付機会において、過年度納付した可能性を否定できない。

加えて、申立期間は1か月と短期間であり、納付意識の高い申立人が申立期間の国民年金保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から45年3月まで
② 昭和51年4月から52年3月まで

国民年金の加入については、20歳のころ、同居していた父が手続をしてくれたと思う。

それから約1年後、父の再婚をきっかけに別居したが、少なくとも同居していた時期に当たる申立期間①の保険料については、父が自分の分と一緒に集金人に納付してくれていたはずである。

また、その当時の保険料は、一人当たり月額200円から300円程度であったと記憶している。

申立期間②については、当時、既に同居していた主人と一緒にA区役所へ行き、任意加入の手続をしたと思う。

保険料の納付方法については、はっきりとは覚えていないが、多分区役所の窓口で、1か月ごと又は3か月ごとに納付したように思う。

申立期間①及び②の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、当時同居していた父が納付してくれていたはずであると申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年8月6日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点からみて、当該期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立期間①は12か月と短期間である上、申立人の国民年金保険料納付を担っていたとする申立人の父は、当該期間の保険料をすべて納付済みであ

る。

さらに、当時婚姻関係にあった最初の継母の国民年金保険料も、離婚前の1か月を除き納付済みとなっている上、次の継母の保険料も、申立人の父との婚姻後は1か月の未納を除き、すべて納付済みとなっているなど、父の同居家族の保険料に関する納付意識の高さがうかがえる。

加えて、申立人の父は昭和45年3月に再婚していることが戸籍により確認できることから、父の再婚を契機に別居するまでの国民年金保険料については、父が納付してくれた一方、その後の保険料については納付してきていなかったとする陳述に不自然さは無く、納付の意思を持って申立人の国民年金の加入手続を行った父が、加入手続のみを行い、同居していた申立人の保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

一方、申立期間②の国民年金保険料については、特殊台帳及び申立人の所持する国民年金手帳を見ると、昭和46年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失し、その後、52年7月29日に国民年金任意加入被保険者資格を取得していることから、申立期間は国民年金の任意未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、特殊台帳を見ると、任意加入被保険者資格を取得する前に当たる申立期間②直後の昭和52年4月から同年6月までの国民年金保険料は納付済みとされ、不自然な記録となつてはいるものの、少なくとも任意加入した昭和52年度時点においては、申立期間②の保険料は過年度保険料となり、区役所で納付することはできない。

さらに、申立期間②の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人が申立期間②の国民年金保険料納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から45年3月まで

父から、私が21歳の時に、国民年金の加入手続きを行い、保険料については20歳にさかのぼってまとめて納付したと聞いた記憶がある。

父は店を経営しており、金銭的にはしっかりしていたので、国民年金の資格取得時から納付してくれたはずであり、未納と記録されているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年ごろに父が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については、44年5月までさかのぼって納付してくれたはずであると申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年7月10日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点からみて、申立人の父が申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能である。

また、申立人の所持する国民年金手帳の印紙検認欄を見ると、申立期間直後の昭和45年4月から同年9月までの6か月の国民年金保険料が同年8月19日に納付されているのをはじめ、47年10月から48年12月までの15か月の保険料が同年1月25日に納付されているなど、保険料収納単位が3か月ごとであった当時において、常に6か月以上まとめて納付していることが確認できる。

これらのことは、父が国民年金の加入手続き時に申立期間の国民年金保険料について、さかのぼってまとめて納付してくれたとする申立内容とも符合し、申

立期間の過年度保険料についても国民年金手帳記号番号払出後に、まとめて納付されていた可能性を否定できない。

さらに、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の両親は、いずれも国民年金制度発足当初から60歳到達まで、国民年金保険料を完納しており、申立人の保険料納付を担っていたとする申立人の父の納付意識の高さがうかがえることから、11か月と短期間の申立期間の保険料のみ未納のまま放置したとも考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録については、平成元年4月から同年9月までは36万円、同年10月から2年9月までは38万円、同年10月から3年9月までは41万円、同年10月から4年9月までは44万円、同年10月から同年12月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から5年1月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成元年4月1日から5年1月1日までの標準報酬月額（オンライン記録によると9万8,000円）が、実際の給与支給額と比べて低すぎる。

当時の給与支給額及び社会保険料控除額が確認できる資料は残っていないが、申立期間当時、私はB職及びC職にあり、給与は月50万円程度あったと記憶している。申立期間に係る標準報酬月額を実際の給与支給額に応じた金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成元年4月から同年9月までは36万円、同年10月から2年9月までは38万円、同年10月から3年9月までは41万円、同年10月から4年9月までは44万円、同年10月から同年12月までは53万円と記録されていたところ、5年4月7日付けで、元年4月に遡^{そきゅう}及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当該遡及訂正は、4回の定時決定（平成元年10月1日、2年10月1日、3年10月1日、4年10月1日）を超えて行われているほか、新たに平成元年4月及び5年1月の月額変更が遡及して追加されており、不自然な処理が行われていることが認められる。かかる処理を行う合理的理由は見当たらず、

社会保険事務所（当時）において事実と反する処理が行われたことが認められる。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同一日の平成5年4月7日付けで、当時の取締役及び従業員合わせて16人に係る標準報酬月額が遡及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

加えて、A社に係る不納欠損決議書によると、同社では、遡及訂正後もなお、遡及訂正日（平成5年4月7日）までの期間について、約1,400万円（昭和61年12月から63年3月まで約900万円、平成3年3月から5年2月まで約500万円）の社会保険料を滞納し、平成20年1月22日付けで不納欠損処理されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が算定基礎届及び月額変更届を4年分もさかのぼって提出することは通常考え難く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成元年4月から同年9月までは36万円、同年10月から2年9月までは38万円、同年10月から3年9月までは41万円、同年10月から4年9月までは44万円、同年10月から同年12月までは53万円と訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録については、平成元年4月から同年9月までは28万円、同年10月から2年9月までは30万円、同年10月から3年7月までは32万円、同年8月から4年12月までは38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から5年1月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成元年4月1日から5年1月1日までの標準報酬月額（オンライン記録によると9万8,000円）が、実際の給与支給額と比べて低すぎる。

当時の給与支給額及び社会保険料控除額が確認できる資料は残っていないが、申立期間当時、給料が下がったことは無く、A職及びB職にあったことから、給与額が月10万円ということはありません。申立期間に係る標準報酬月額を実際の給与支給額に応じた金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成元年4月から同年9月までは28万円、同年10月から2年9月までは30万円、同年10月から3年7月までは32万円、同年8月から4年12月までは38万円と記録されていたところ、5年4月7日付けで、元年4月に遡^{そきゅう}及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当該遡及訂正は、3回の定時決定（平成元年10月1日、2年10月1日、4年10月1日）及び平成3年8月1日の月額変更を超えて行われているほか、新たに元年4月及び5年1月の月額変更が遡及して追加されており、不自然な処理が行われていることが認められる。かかる処理を行う合理的理由は見当たらず、社会保険事務所（当時）において事実と反する処理が行われたことが認められる。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同一日の平成5年4月7日付けで、当時の取締役及び従業員合わせて16人に係る標準報酬月額が遡及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

加えて、A社に係る不納欠損決議書によると、同社では、遡及訂正後もなお、遡及訂正日（平成5年4月7日）までの期間について、約1,400万円（昭和61年12月から63年3月まで約900万円、平成3年3月から5年2月まで約500万円）の社会保険料を滞納し、平成20年1月22日付けで不納欠損処理されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が算定基礎届及び月額変更届を4年分もさかのぼって提出することは通常考え難く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成元年4月から同年9月までは28万円、同年10月から2年9月までは30万円、同年10月から3年7月までは32万円、同年8月から4年12月までは38万円と訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B部門C工場における資格取得日に係る記録を昭和20年8月25日に、資格喪失日に係る記録を30年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20年8月から同年12月までは160円に、30年5月及び同年6月は1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年8月25日から21年1月1日まで
② 昭和30年5月21日から同年7月1日まで

私は、昭和16年3月25日にA社に入社し、62年1月20日に定年退職するまで同社及び同社グループで継続して勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録によると、20年8月25日から21年1月1日までの期間（申立期間①）及び30年5月21日から同年7月1日までの期間（申立期間②）が厚生年金保険に未加入とされている。

申立期間①については、A社B部門C工場に勤務していた。また、申立期間②については、同社B部門C工場又はD社E部門（F県G市）のいずれかで勤務していた。

申立期間においてA社グループで継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

H共済会が保管する申立人に係る退職者一覧台帳、福祉年金申込書、I健康保険組合が発行した申立人に係る健康保険資格喪失証明書、及び同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社グループに継続して勤務し（昭和20年8月25日にA社B部門J工場から同社B部門C工場に異動、30年7月1日に同社B部門C工場からD社E部門に異動）、申立期間に係る厚生年金

保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間①については、申立人のA社B部門C工場における昭和21年1月の社会保険事務所の記録から160円、申立期間②については、申立人の同社B部門C工場における30年4月の社会保険事務所の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年7月及び同年9月から同年11月までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年7月28日に、資格喪失日に係る記録を同年8月31日に、また、同社における資格取得日に係る記録を同年9月16日に、資格喪失日に係る記録を同年12月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月28日から同年12月21日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ申立期間について船員保険の加入記録が無いと回答を受けた。申立期間は、A職であった叔父の紹介でB社のC船に乗り、A職としてD業務に従事していた。給料は船長から明細書と一緒に手渡しで毎月受け取った。船員保険料の控除が確認できる給料支給明細書を提出するので、申立期間について、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の船員手帳、給料支給明細書及び事業主の陳述から判断して、申立人が、申立期間のうち、昭和47年7月28日から同年8月30日までの期間及び同年9月16日から同年12月20日までの期間に、B社のC船で勤務し、事業主により給与から船員保険料を控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給料支給明細書の保険料控除額から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したと主張するが、B社に係る船員保険被保険者名簿において申立期間の被保険者整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保

険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年7月及び同年9月から同年11月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和47年8月31日から同年9月15日までについては、申立人提出の船員手帳に乗船の記録が無く、また、申立人自身もB社との雇用関係が継続していたかどうか分からないとしており、このほかに申立人の当該期間における船員保険料又は厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、申立人が船員保険又は厚生年金保険の被保険者として、当該期間の保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間のうち、平成6年8月1日から8年10月1日までに係る標準報酬月額の記録を、6年8月から同年10月までは53万円、同年11月から8年9月までは59万円に訂正する必要がある。

また、申立人は、申立期間のうち、平成8年10月1日から10年5月1日までに、その主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月1日から10年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円であるとの回答をもらった。同社では、平成6年1月から毎月60万円の給与をもらっていたので、申立期間の標準報酬月額を実際の報酬額に見合う最高等級の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年8月1日から8年10月1日については、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、当初、6年8月から同年10月までは53万円、同年11月から8年9月までは59万円と申立人が主張する額が記録されていたところ、7年11月1日付けで、6年8月1日にさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該記録によると、A社において、申立人以外の残り二人の従業員

についても、平成7年11月1日付けで、申立人と同様にさかのぼって標準報酬月額を引き下げが行われていることが確認できる。さらに、申立人は、「給与の振込みが遅れることがよくあった」と陳述しており、同社において、厚生年金保険料等の滞納があったことがうかがえる。

加えて、申立人はA社の役員ではなく、同社から標準報酬月額の変更について説明を受けたことはないとしており、申立人が上記の標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正の届出に関与していた又は事前に同意していたとは考え難い。

これらの事実を総合的に判断すると、平成7年11月1日付けで行われた遡及訂正処理は事実^{じじつ}に即したものと^は考え難く、申立人について6年8月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成6年8月1日から8年10月1日までに係る標準報酬月額については、6年8月から同年10月までは53万円、同年11月から8年9月までは59万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成8年10月1日）で9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

一方、申立期間のうち、平成8年10月1日から10年5月1日までについては、申立人から提出された給与明細書及び給与の振込みが確認できる金融機関の記録から判断して、申立人は、その主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が現存せず、申立期間当時の事業主からは回答が得られないため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年9月1日から54年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を同年9月は8万6,000円、同年10月から同年12月までは9万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和56年7月31日から同年9月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年9月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年5月1日から56年7月31日まで
② 昭和56年7月31日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際の給与額より低い額で記録されており、申立期間②については加入記録が無いことが分かった。

申立期間当時の給与支払明細書を提出するので、申立期間①については適正な標準報酬月額に記録を訂正し、申立期間②については厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与支払明細書で確認できる保険料控除額及び報酬月額から、申立期間のうち、昭和53年9月は8万6,000円、同年10月から同年12月までは9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和53年5月から同年8月までの期間、54年1月から同年8月までの期間、同年11月から55年3月までの期間、同年5月及び同年6月、同年9月から同年12月までの期間並びに56年4月から同年6月までの期間については、当該期間に係る給与支払明細書の保険料控除額及び報酬月額から算定される標準報酬月額は、社会保険事務所の記録と一致又はそれより低いことが確認できる。

また、申立期間①のうち、昭和54年9月及び同年10月、55年4月、同年7月及び同年8月並びに56年1月から同年3月までの期間については、申立人は、給与支払明細書等を保管しておらず、当時の事業主も、関連資料が無く、保険料控除等は不明であるとしているため、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料控除が行われていたことを確認することはできない。

このほか、当該期間について、申立人の主張を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、申立人提出の給与支払明細書及び元事業主の陳述から判断して、申立人は、昭和56年7月31日から同年9月30日までについて、A社に継続して勤務し、同年7月及び同年8月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、昭和56年9月30日から同年10月1日までについては、申立人提出の給与支払明細書から同年9月の保険料控除が確認できる。

しかし、A社は、昭和56年9月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間は適用事業所ではない。

また、申立人は「昭和56年9月末日に退社したが、退職時に同僚はいなかった」と陳述しており、事業主は、「会社を閉鎖する時、従業員は自分を含めて4人であった」と陳述していることから、当該期間において、A社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていなかったものと判断される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②のうち、昭和56年9月30日から同年10月1日までについては、申立人は厚生年金保険の被保険者となることができない期間であることから、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成13年9月は30万円、同年10月は32万円、14年1月は30万円、同年2月から同年8月までは32万円、同年9月及び同年10月は34万円、同年11月及び同年12月は32万円、15年1月及び同年2月並びに同年4月から同年7月までは34万円、同年8月は36万円、同年9月は34万円、同年10月及び同年11月は36万円、同年12月は34万円、16年1月から同年3月までは36万円、同年4月は34万円、同年5月及び同年6月は36万円、同年8月は38万円、同年9月から同年12月までは36万円、17年1月は38万円、17年2月及び同年3月並びに同年5月は36万円、17年6月及び同年7月は38万円並びに同年8月は36万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年9月1日から17年9月1日まで

私は、平成8年4月16日から18年9月15日まで、A社に勤務していた。

オンライン記録では、当該事業所における申立期間の標準報酬月額が、所持する給与支払明細書で確認できる給与支給額より低い金額となっている。

給与支払明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人提出のA社における給与支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、申立期間のうち、平成13年9月は30万円、同年10月は32万円、14年1月は30万円、同年2月から同年8月までは32万円、同年9月及び同年10月は34万円、同年11月及び同年12月は32万円、15年1月及び同年2月並びに同年4月から同年7月までは34万円、同年8月は36万円、同年9月は34万円、同年10月及び同年11月は36万円、同年12月は34万円、16年1月から同年3月までは36万円、同年4月は34万円、同年5月及び同年6月は36万円、同年8月は38万円、同年9月から同年12月までは36万円、17年1月は38万円、17年2月及び同年3月並びに同年5月は36万円、17年6月及び同年7月は38万円並びに同年8月は36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人主張のとおり標準報酬月額を低く届け出ていることを認めている上、申立期間のうち、平成13年9月及び同年10月、14年1月から15年2月までの期間、同年4月から16年6月までの期間、同年8月から17年3月までの期間並びに同年5月から同年8月までの期間について、給与支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額がいずれも一致していないことから、事業主は、給与支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に基づく報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年11月、16年7月及び17年4月については、申立人提出の給与支払明細書により確認できる保険料控除額又は報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できるほか、13年12月及び15年3月における上記標準報酬月額は、本来26万円として記録されるべきと考えられるところ、オンライン記録では、13年12月は28万円、15年3月は30万円と記録されていることが確認できる。

このほか、申立期間のうち、平成13年11月及び同年12月、15年3月、16年7月並びに17年4月において、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらのことから、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成14年6月及び同年11月は41万円、15年4月から同年6月までは56万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月1日から16年1月16日まで
社会保険庁（当時）の記録では、A社でB業務に従事していた。しかし、当時、同社で受け取っていた給与に比べて、社会保険庁に記録されている標準報酬月額が低くされている。一部の期間の給与支給明細書を持っているので、給与支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出のA社発行の給料支払明細書から、申立期間のうち、一部の期間については、オンライン記録における標準報酬月額（平成13年10月から15年6月までは36万円、同年7月から同年12月までは56万円）から当時の保険料率に基づき算出される控除額を上回る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成14年6月及び同年11月は41万円、15年4月から同年6月までは56万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行したか否かについては、当該事業所が平成18年10月27日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成13年12月から14年3月までについては、申立人提出の「平成14年分源泉徴収票」の社会保険料額から、源泉控除されていた厚生年金保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づき算出される控除額と一致していることが確認できる。また、同年4月及び同年5月、同年7月から同年10月までの期間、同年12月から15年3月までの期間並びに同年7月から同年12月までの期間については、申立人から提出のあった当該期間に係る給与支払明細書上の保険料控除額から算定される標準報酬月額は、オンライン記録の申立人に係る標準報酬月額と一致していることが確認できる。さらに、12年4月から13年11月までについては、申立人は給料支払明細書等の資料を保存していないこと、同僚に対する調査も希望しないとしていること、及び事業主も会社の倒産により当時の賃金台帳等の資料は一切無いと陳述しているほか、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらのことから、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年9月22日から同年10月8日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年9月22日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成4年6月1日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年9月22日から同年10月8日まで
② 平成4年3月9日から同年7月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社及びB社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答を受けた。

所持している両社の給与支払明細書において保険料が控除されている月数と比較して、いずれの事業所においても厚生年金保険の加入月数が少ないことに納得がいかない。

申立期間に係る給与支払明細書を提出するので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人提出の給与支払明細書から、申立人が申立期

間もA社で勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額及び申立人のA社における昭和61年10月の社会保険事務所の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、申立人提出の給与支払明細書から、申立人が、申立期間のうち、平成4年6月1日からB社で勤務し、同年6月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額及び申立人のB社における平成4年7月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が平成14年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため不明であるものの、社会保険事務所の記録における申立人のB社に係る資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同一日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が4年7月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成4年3月9日から同年6月1日までについては、申立人提出の給与支払明細書において、厚生年金保険料控除欄に金額の記載が無いことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和24年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、23年6月及び同年7月は600円、同年8月から24年1月までは8,100円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年6月30日から24年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間は、同社本社から同社B支店へ転勤した時期であり、同社に継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している職員名簿等の人事記録、雇用保険の記録及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和23年4月15日にA社本社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、社会保険事務所の記録では、A社B支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和24年2月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。しかし、申立人がA社B支店に異動後の23年4月及び同年5月の厚生年金保険料は、同社本社において控除されていることが確認できる上、申立人と同様に同社B支店が適用事業所となる前に同支店に異動している同僚4人について

は、同支店が適用事業所となるまでの期間の保険料は、転勤前の事業所において控除されていることが確認できることから、申立人は、申立期間について、同社本社において厚生年金保険の被保険者であったと考えるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和23年5月及び同社B支店における24年2月の社会保険事務所の記録から、23年6月及び同年7月は600円、同年8月から24年1月までは8,100円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和37年8月1日であることが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月1日から37年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

A社には会社設立に伴い出向していたものであり、申立期間を含めて昭和37年7月31日まで勤務し、その後、異動によりB社C工場に戻った。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社で部下であったとしている元従業員及び申立期間当時に同社の経理担当者であった元従業員の陳述から判断して、申立人が申立期間もA社に勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人に対して現金給付が行われたことを示す「給」の記録が確認できるところ、申立人は、昭和37年*月*日に長女が誕生し、それに伴う給付を受けたと陳述している。

さらに、当該被保険者名簿において、申立人の資格喪失日は昭和36年8月1日と記録されているものの、標準報酬月額の変遷欄には、資格の喪失と同時期の同年8月付けで随時改定の記録が有り、その後取消訂正された事跡もみられない。

加えて、当該被保険者名簿においてこのような記載が見られることについて、同名簿を管理する年金事務所は、「現金給付を示す「給」の記載は出産に伴う

一時金であったとも考えられる。また、当時の処理の詳細は不明であるが、随時決定の記録が取消訂正されていないことから、申立期間当時、申立人の資格喪失年月日を昭和 37 年 8 月 1 日と記録すべきところ、社会保険事務所が 36 年 8 月 1 日と誤って記載した可能性も否定できない」としている。

また、申立人は、申立期間後、異動により A 社から B 社 C 工場に戻ったと陳述しているところ、オンライン記録により、申立人が、申立期間後の昭和 37 年 8 月 6 日に B 社 C 工場で資格を取得していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 37 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 36 年 8 月の社会保険事務所の記録から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和45年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和33年4月1日に、A社B工場に入社し、36年5月3日に本社へ転勤となった。

A社本社には、昭和36年5月3日から45年10月31日まで勤務しており、同年11月1日に同社C工場へ転勤となった。

入社してから退職するまでの期間、A社で継続して勤務していたことに間違いはないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出された人事情報台帳の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社本社に継続して勤務し（昭和45年11月1日にA社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和45年9月の社会保険事務所（当時）の記録から10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「申立人の給与から厚生年金保険料を控除したが、届出は誤ったと思う」と主張している上、事業主が資格喪失日を昭和45年11月1日と届け出たにも

かかわらず、社会保険事務所がこれを同年 10 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における資格喪失日は、昭和61年12月27日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、28万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年11月29日から同年12月27日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B事業所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間もC職として同社に勤務していたことを示す雇入通知書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の雇入通知書及び雇用保険の記録から、申立人が、昭和61年12月26日まで、A社B事業所に勤務していたことが認められる。

また、A社では、「申立期間当時、C職については、入社時に本人の意向を確認して厚生年金保険及び健康保険に加入させていたが、加入した者を雇用期間の途中で資格を喪失させることはしていない」としているところ、同社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者期間が確認できる元従業員で、申立人と同じC職であったとする二人も、「雇用期間の途中で厚生年金保険から脱退することは無かった」と陳述している。

さらに、申立人は、C職としてA社B事業所に3度勤務しているが、申立期間の有る雇用期間以外の2度の雇用期間については、雇入通知書に記載の雇用期間と厚生年金保険の加入期間は一致している。

一方、前述の被保険者名簿を見ると、申立人の申立期間の有る雇用期間に係る被保険者記録に資格喪失日の記載は無く、資格喪失日とされている昭和61

年 11 月 29 日以後の 62 年 10 月の標準報酬月額^{そきゅう}の定時決定が記録されている。

また、オンライン記録において、上記定時決定の記録は、昭和 63 年 9 月 2 日付けで取り消され、同日付けで、申立人の資格喪失日が 61 年 11 月 29 日と記録されている。しかし、このような標準報酬月額の取消し及び資格の喪失に係る処理を遡^{さく}及^くして行う合理的な理由は見当たらず、当該記録の訂正は有効なものとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失日は、申立人提出の雇入通知書及び雇用保険の記録における離職日の翌日である昭和 61 年 12 月 27 日であったものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 B 事業所における昭和 61 年 10 月の社会保険事務所の記録から、28 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和24年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月1日から27年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には復員後の昭和24年10月から27年4月まで継続して勤務したので、申立期間においても、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述及び申立人提出の市民税特別徴収税額通知書から判断すると、申立人が申立期間からA社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人と同じ業務に従事していた同僚が所持する給与明細書から判断して、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該同僚の給与明細書の保険料控除額から、2,500円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、昭和27年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。しかし、複数の同僚の陳述から判断して、同社は、申立期間において10人以上の従業員が勤務していたことが認められ、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和20年11月27日、資格喪失日は23年1月7日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年11月から21年3月までは60円、同年4月から22年2月までは270円、同年3月から同年12月までは600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月から23年1月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間に同社で勤務したことは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことが推認できる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、基礎年金番号に未統合となっている申立人と同姓同名(氏名の一部は異字体の漢字で記載)であり、生年月日も一致する厚生年金保険の被保険者記録(健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると資格取得日は昭和20年11月27日、同払出簿によると資格喪失日は23年1月7日。)が確認できる。

また、前述の複数の同僚は、「申立期間当時、申立人と同姓同名の従業員はほかにはいなかった」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、上記未統合の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社における資格取得日は昭和20

年11月27日、資格喪失日は23年1月7日であると認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、当該未統合の被保険者記録及び同記録の資格取得日と同時期にA社で資格を取得している元従業員の記録から、昭和20年11月から21年3月までは60円、同年4月から22年2月までは270円、同年3月から同年12月までは600円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和24年7月1日、資格喪失日は25年6月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年12月1日から25年4月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社における申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。私は、昭和23年4月1日に入社し、51年6月29日に退職するまで継続して勤務していたので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注)申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、基礎年金番号に未統合となっている申立人と氏名及び生年月日が一致する、昭和24年7月1日から25年6月1日までに係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

また、A社提出の申立人に係る経歴簿及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務したことが認められる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社B支店における資格取得日は昭和24年7月1日、資格喪失日は25年6月1日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の未統合となっている申立人のA社B支店における被保険者記録から、8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和52年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社へ昭和43年1月6日に入社し、平成8年6月30日に退職するまで継続して勤務したにもかかわらず、昭和52年3月の厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する賃金台帳から、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和52年4月1日にA社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和52年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の喪失日の記載に誤りがあったとしている上、事業主が資格喪失日を昭和52年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に

納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、
事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと
認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格取得日に係る記録を昭和39年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かは、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月21日から同年12月21日まで

厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社C工場に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。私は、同社に昭和34年4月1日に入社し、申立期間も含め平成8年1月20日まで継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の退職者関連資料、D健康保険組合提出の健康保険資格喪失証明書、E企業年金に係る退職年金給付通知書、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和39年11月21日にA社C工場から同社本社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和39年12月の社会保険事務所の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和21年10月4日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、22年5月31日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和21年10月から22年4月までの標準報酬月額については150円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月4日から22年5月31日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）C支店でD業務に従事していた期間の厚生年金保険の加入記録が無く、健康保険のみの加入となっているとの回答を受けた。

しかし、申立期間は、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社保管の人事表により、申立人がA社に昭和21年10月4日に入社し、申立期間も継続して勤務していたことが認められる。

一方、申立人は、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和21年10月4日に被保険者資格を取得し、22年5月31日に被保険者資格を喪失した記載が認められるが、同名簿の「厚生年金保険ノ記号番号」欄が空欄であるため、健康保険の被保険者であったことのみが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時、A社C支店において、D業務を担当していたと申し立てしているところ、上記被保険者名簿において、申立人の資格取得日の前後に資格を取得している79人のうち、「厚生年金保険ノ記号番号」欄が空欄となっている者は申立人とほか1人のみであることが確認でき、また、同僚に対する調査結果から、申立人とほかの従業員の雇用形態及び業務内容を比較しても申立人が厚生年金保険に加入しなかったことをうかがわせる事情は

見当たらない。

さらに、上記被保険者名簿において、A社C支店の申立期間当時における事業所記号番号は「E」と押印されていることから、組合管掌健康保険であったことが確認できるところ、B社は、「当該健康保険組合では健康保険のみの加入はできなかつたはずである」と陳述しているほか、複数の同僚は、「社会保険には皆同じように入力し、健康保険のみの加入者はいなかつた」旨の陳述をしている。加えて、上記79人の中には、申立人以外にも健康保険の整理番号が付番されていない者が多数確認できることから、同名簿は書き換え後のものであると考えられる。

また、管轄年金事務所に対して、健康保険のみの適用であったか否かについて照会したところ、「申立人が健康保険のみの適用であったかどうか、事務センターに確認したが結論はでなかつた」と回答しており、上記被保険者名簿の書き換え時に記録を喪失した可能性が否定できない。

これらを含めて総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和21年10月4日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、22年5月31日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、150円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和43年8月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月21日から同年8月20日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社C事業所から同社D出張所へ異動した時期である申立期間についての加入記録が無い旨の回答をもらった。私は、昭和35年4月1日から平成10年12月20日までB社及びその子会社であるA社で継続して勤務し、この間、途切れることなく厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及び賃金支払明細表から判断すると、申立人が申立期間において、同社の子会社であるA社に継続して勤務し（昭和43年8月20日にA社C事業所から同社D出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和43年6月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 9 月 1 日から平成元年 2 月 1 日までの期間及び 8 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を昭和 63 年 9 月 1 日に、資格喪失日に係る記録を平成 8 年 10 月 1 日に訂正し、昭和 63 年 9 月から平成元年 1 月までの標準報酬月額を 24 万円、8 年 9 月の標準報酬月額を 26 万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成元年 2 月から同年 12 月までの標準報酬月額を 24 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和 63 年 9 月から平成元年 1 月までの厚生年金保険料及び同年 2 月から同年 12 月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、事業主は、申立人に係る平成 8 年 9 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 9 月 1 日から平成元年 2 月 1 日まで
② 平成元年 2 月 1 日から 8 年 9 月 30 日まで
③ 平成 8 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 63 年 9 月 1 日に A 社に入社し、平成 8 年 9 月 30 日に退職するまで同社に継続して勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、同社での厚生年金保険被保険者期間が元年 2 月 1 日から 8 年 9 月 30 日までとなっている。

申立期間①及び③に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる給料支払明細書を提出するので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②について、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額、実際の報酬月額より低く記録されているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③について、申立人が所持する給料支払明細書等から、申立人が当該期間にA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金保険特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間①及び③に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給料支払明細書で確認できる保険料控除額から、昭和63年9月から平成元年1月までは24万円、8年9月は26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成10年2月20日に適用事業所ではなくなっており、事業主の陳述が得られなかったため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、事業主が申立人に係る申立期間③の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、既に適用事業所ではなくなっており、事業主の陳述が得られなかったため不明であるが、事業主が資格喪失日を平成8年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間③の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違について主張しているものの、厚生年金保険特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保

険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうち、低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の申立期間②のうち、平成元年2月から同年12月までに係る標準報酬月額については、申立人が所持する給料支払明細書で確認できる保険料控除額から、24万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②のうち、平成元年2月から同年12月までに係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、既に適用事業所ではなくなっており、事業主の陳述が得られなかったため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、平成2年1月から8年8月までについて、申立人が所持する給料支払明細書（平成5年9月分を除く。）から確認できる保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、オンライン記録の申立人に係る標準報酬月額と一致又は低額となっている上、申立人は、5年9月分の給料支払明細書を所持していないため、同年9月の保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立人が、平成2年1月から8年8月までにおいて、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、平成2年1月から8年8月までにおいて、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 12 月 1 日から 37 年 11 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)の記録では、私がA社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとされている。
しかし、私は脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、A社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3年5か月後の昭和41年4月5日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は旧姓のままである上、申立人の氏名変更処理が昭和56年3月27日に行われていることが厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票及び申立人が所持する年金手帳により確認でき、申立期間に係る脱退手当金は申立人の旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は39年2月7日に入籍し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成元年6月1日に、資格喪失日に係る記録を同年9月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月1日から同年9月2日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間について、A社での加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間に間違いなく同社で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管しているA社B工場（現在は、A社C工場）での給料袋（平成元年6月分）及び、A社が、「申立人は当社B工場でD職として勤務していた」と回答していることから、申立人が申立期間において同社にD職として勤務していたことが認められる。

また、申立人と同時期にA社にD職として勤務し、同じ業務に従事していた複数の同僚には、厚生年金保険の被保険者としての記録が確認でき、「入社後すぐに厚生年金保険に加入した」と陳述している。

さらに、申立人が入社する契機となったA社の求人広告には、「各社会保険完備」と記載されていることから、事業所は厚生年金保険に加入させることを前提に申立人を採用したことが推測できる。

加えて、申立人は、「入社当時、事業所から、最初に支払う給料から2か月分の社会保険料をあらかじめ控除するとの説明を受けた」と申し立てているところ、同じD職としてA社で厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚も、上

記と同様の説明を受けたと陳述しており、当時、E業務に従事していたほかの同僚（F職）は、「D職は形式上、2か月ごとに契約更新をしていた」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に入社し、職種及び勤務形態が同じである同僚の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成元年6月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年6月1日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月21日から同年6月1日まで

A社に昭和36年4月から勤務し、同社B工場へ37年6月1日に転勤したが、社会保険事務所(当時)の記録では、同年5月21日から同年6月1日までの厚生年金保険の加入記録が無い。同社には同年12月まで継続して勤務し、保険料も給料から天引きされていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び当該同僚に係る厚生年金保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和37年6月1日にA社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年4月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社において、昭和37年5月21日に資格を喪失し、同年6月1日に同社B工場で資格を再取得している同僚が多数みられることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、標準報酬月額に係る記録を、申立期間のうち、平成10年11月から11年5月までは30万円、同年6月から同年10月までは28万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成11年11月1日から12年9月29日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る平成11年11月から12年8月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年11月1日から11年11月1日まで
② 平成11年11月1日から12年9月29日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の記録を照会し、確認したところ、A社より支給されていた給与と比べ、申立期間の標準報酬月額が低くされているので、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録において、当初、申立人の標準報酬月額が、平成9年10月から11年5月までは30万円、同年6月から同年10月までは28万円と記録されていたところ、同年11月1日付けで、10年11月1日にさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、標準報酬月額について、申立人と同様に12名の同僚が平成10年11月1日にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票によると、申立期間当時同社は、社会保険料等の滞納があったことが確認できる。

加えて、申立人が所持する給料明細書より、平成10年11月から11年5月までは標準報酬月額30万円に相当する厚生年金保険料が控除されており、同年6月から同年10月までは標準報酬月額28万円に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、上記のような処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成10年11月から11年5月までは30万円、同年6月から同年10月までは28万円に訂正することが必要であると認められる。

申立期間②については、申立人が所持する給料明細書から、申立人は、その主張する標準報酬月額(28万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られないため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年7月1日から63年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を62年7月から63年3月までは22万円、同年4月は28万円、同年5月から同年7月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年5月1日から平成4年9月25日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社より支給されていた給与に比べ、申立期間の標準報酬月額が低くなっていた。申立期間当時の給料支払明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における給与支払総額と標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人の所持する給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、昭和62年7月から63年3月までは22万円、同年4月は28万円、同年5月から同年7月までは22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、上記を除く期間については、給料支払明細書から、厚生年金保険料として控除された金額から計算した標準報酬月額は、オンライン記録と一致していること、及びその記録以下の金額であることが確認できることから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月及び同年 8 月

私は、退職後の昭和 57 年 8 月ごろに A 市役所 B 支所に行き、国民健康保険の加入手続を行った際、職員から国民年金にも加入しなければいけないと言われたので国民年金の加入手続も行ったと思う。

その時、窓口で保険料を現金で納付した記憶があり、国民年金又は国民健康保険だったのか分からないが、後で、市の元職員から国民健康保険料はその場で保険料額を計算できないと聞いたので、加入手続と同時に納付したのは国民年金保険料であったと思う。

申立期間が未加入期間とされ、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会判断の理由

申立人は、昭和 57 年 8 月ごろ、A 市役所 B 支所において国民年金加入手続を行い、同年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料を同支所で納付したと申し立てている。

しかし、申立人に係る国民年金記録をみると、申立人は昭和 61 年 4 月 1 日付けで第 3 号被保険者として国民年金の被保険者資格を取得し、同年 5 月ごろに国民年金手帳記号番号が C 市で払い出されていることが確認されるどころ、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人に係る旧姓を含む複数の氏名別読みによる検索及び申立期間当時に申立人が居住していた A 市を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間当時に A 市役所 B 支所に勤務していた同市の元職員は、「国

民健康保険加入時に国民年金の加入勧奨もしており、加入手続時に国民年金保険料の収納は可能であったが、その場合、必ず国民年金手帳記号番号が払い出された上で、国民年金手帳を交付していた」としているところ、申立人は、当時、国民年金手帳を交付された記憶は無いとしていることから、申立内容と符合しない。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月及び同年10月

私は、平成2年1月ごろに、当時の住所地だったA市役所で国民年金に加入した。加入手続及び国民年金保険料の納付は父がしてくれたと思う。

その後、すぐに就職したが、平成2年9月に退職したので、そのときも父が、国民年金の再加入手続及び保険料納付をしてくれたと聞いている。

しかし、私の納付記録をみると、申立期間が未加入と記録されていた。

加入手続をしたときの保険料は納付済みと記録されており、申立期間の保険料も納付していたと思っていたのに、未加入期間と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成2年9月ごろ、父が国民年金の再加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと思うと申し立てている。

しかし、申立人に係る国民年金記録をみると、申立人は、平成2年1月1日付けでの国民年金被保険者資格を取得しているものの、同年2月1日付けで同資格を喪失し、申立期間を含むそれ以降の期間に国民年金被保険者資格を再取得していないことが、A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録で確認できるところ、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の父は、当時の状況を覚えていないとしており、申立期間当時の国民年金への再加入状況及び申立期間の保険料納付状況等の詳細は不明である。

さらに、申立人が、申立期間当時に居住していた住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容を調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の父が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年6月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年6月から同年8月まで

昭和61年6月ごろ、母がA市役所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれたと思う。

母は、当時のことについては何も覚えていないと言っているが、私は申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないので、納付記録をもう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年6月ごろに、母がA市役所で国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと思うと申し立てている。

しかし、申立人に係る国民年金記録をみると、A市の国民年金に係る資格の取得及び喪失の記録に「平成17年3月28日新規取得、該当日同年同月18日」と申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に伴い、平成17年3月18日付けで国民年金被保険者資格を初めて取得し、その届出の処理が同年3月28日に行なわれたことが記録されており、この時点において、申立期間の保険料は、制度上、時効により納付することはできない。

また、申立人に係るオンライン記録をみると、平成9年1月の基礎年金番号制度導入前に払い出された申立人に係る国民年金手帳記号番号は無く、複数の氏名別読みによる検索を行ったが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間に係る国民年金の資格記録は、上述のA市における資格の取得手続後の17年4月14日付けで、記録の追加処理が行われていることが確認でき、この追加処理が行われるまでの間、申立期間は国民年金の未加入期間であったことが推認される。

さらに、申立人は、申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、申立期間

の保険料を納付していたとする申立人の母は、当時の状況を覚えていないとしており、申立期間当時の国民年金への加入状況及び申立期間の保険料納付状況等の詳細は不明である。

加えて、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から47年3月まで

私は、昭和43年10月に結婚してA市へ転居したが、その直後に、同居していた義母から、夫が既に国民年金へ加入しているのので、私も加入するように勧められたことを覚えている。

私は、申立期間当時、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を自ら行ったことは無いが、集金人が自宅に来ていたことを覚えており、義母が、そのころ集金人を通じて私の国民年金加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を定期的に納付してくれていたと思う。

申立期間について、夫の保険料は納付済みとされているにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年10月の結婚直後ぐらいに、その義母が申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をその夫の保険料と一緒に集金人に納付していたと申し立てている。

しかし、申立人に係る国民年金記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年4月ごろに払い出されているところ、申立人の所持する国民年金手帳の発行日欄は、同年3月23日付けの押印が確認でき、同年3月ごろに申立人の国民年金加入手続が行われたことが推認される。この加入手続時点において、申立期間のうち、46年3月以前の保険料は過年度保険料となり集金人に納付することはできない上、一部の期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳に昭和43年10月から47年3月までの保険料が納付された事蹟^{じせき}は無く、申立人が所持する

年金手帳を見ても申立期間の検認印は確認できない。

さらに、申立人は申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の義母は既に死亡していることから、当時の国民年金への加入状況及び申立期間の保険料の納付状況等の詳細は不明である。

加えて、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間当時に申立人が居住していた住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の義母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年12月から63年3月までの期間、同年5月から平成4年7月までの期間及び同年9月から9年2月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年12月から63年3月まで
② 昭和63年5月から平成4年7月まで
③ 平成4年9月から9年2月まで

私は、記憶は定かではないが、申立期間①、②及び③について国民年金の免除申請をしていたように思うので、もう一度記録をよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③について、免除申請を行い当該期間の免除承認を受けていたと思うと申し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号で払い出された被保険者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、早くても平成6年9月ごろに行われたことが推認される。この加入時点において、制度上、申立期間①、②及び③のうち、同年7月以前については、免除申請の手続を行うことはできない。

また、申立人に係る複数の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間①、②及び③当時の免除申請の手続は、被保険者から市町村を通じて免除申請書を社会保険事務所（当時）に送付し、社会保険事務所において審査を行い、承認及び却下などの審査結果は市町村を通じて被保険者に通知される取扱いであった。免除承認の審査結果が出た場合、社会保険事務所において被保険者のオンライン記録に登録される上、市役所においても通知に基づき被保険者名簿に記載されることになるが、A市の国民年金納付記録及びオンライン記録のいずれも申立期間①、②及び③については免除と記録されて

おらず、合計 121 か月の長期間の記録が市役所及び社会保険事務所において、それぞれ同時に漏れたとは考え難い。

加えて、申立人から、申立期間①、②及び③当時の事情を酌み取ろうとしても、当時の具体的な記憶は無いとするなど、免除承認を受けたことをうかがわせる周辺事情は見いだせなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成2年3月まで

私は、昭和36年ごろに町会の役員に勧められて国民年金に加入し、夫婦二人分の保険料を私と妻で納めてきたが、57年に妻が厚生年金保険に加入した後も任意加入の変更手続きをし、継続して納めてきた。それなのに申立期間が未納及び未加入とされているのはおかしい。

金額は覚えていないが、現金で毎月自分の店先で集金人に渡していたと思うし、途中で集金人が亡くなったので自分で市役所に直接納付していた記憶がある。

申立期間は遅れることもなくずっと納付してきた。未加入期間とされている昭和62年4月から平成2年3月までについて喪失手続きをした記憶は無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、任意加入した昭和57年以降は継続して保険料を納付していたので、申立期間の未納とされていることに納得できないと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金に係る資格記録をみると、昭和61年4月の制度改正に際し、任意加入から第一号被保険者として強制加入に変更した後、62年4月に資格を喪失、その後は、平成2年4月（手続日は、平成4年5月12日）に資格を再取得していることが市の被保険者名簿及びオンライン記録から確認できる。この場合、申立期間のうち、昭和62年4月以降は未加入期間となり、制度上、保険料を納めることはできない。

また、申立人のオンライン記録をみると、昭和63年7月7日に過年度保険料の納付書が作成された記録が確認できる。記録上、作成された期間は特定できものの、制度上、作成時点で過年度納付が可能であった61年4月から62年3月までについて作成されたものと考えられ、この期間についても当初は未

納であったこととなり、一貫して継続して納付していたとする申立人の陳述に不自然さは否めない。

さらに、申立期間のうち、未加入期間について、市の被保険者名簿を見ると、「受給権有拒否者」として加入資格の喪失の進達が社会保険事務所（当時）へなされ、その後、平成4年5月12日に「拒否取下」し、過年度を含め2年4月まで遡及^{そきゅう}して再加入し、保険料を納付していることが確認できる。市によれば、受給権を満了した時点でそれ以上納付しないと申し出るケースがあり、申立人も資格を喪失した時点で納付済期間が300か月となっており、この場合に当てはまる可能性があるとの回答を得ている。

加えて、申立人自身は、妻に保険料納付を任せていた時もあり、保険料額の記憶及び申立期間以前にも複数回行われた過年度納付の記憶も無く、納付をめぐる記憶は定かではない。

このほか、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月から63年3月まで

私は、加入場所は忘れたが会社を退職後、国民年金に加入する手続が必要であると理解していたので、昭和57年12月に自分で国民年金に加入し、次の厚生年金保険に加入するまで毎月継続的に自身の保険料を納めてきた。それなのに申立期間が未納とされているのはおかしい。

納付金額は覚えていないが、私が納付書で毎月銀行及び郵便局に納付しに行っていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年12月ごろに加入手続を行い、以降は、定期的に保険料を納付していたので、申立期間の未納とされていることに納得できないと申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期についてみると、市の被保険者名簿に附属している公的年金加入期間申立書(加入者からの国民年金新規加入時までの公的年金加入履歴の申立書)が昭和63年4月11日に市に提出されていることから、この時に初めて国民年金の加入手続がなされたものと推定できる。また、この点については、通常、加入手続から数週間程度経過後に記載される国民年金手帳記号番号払出簿の処理月が同年5月である状況と整合している。この場合、加入手続時点では、申立期間のうち、60年12月以前の期間は、時効の成立により、既に保険料を納付できない期間になっているほか、57年12月ごろに加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立期間のうち、昭和61年1月以降については、まとめ払いは可能であったものの、その場合、この間の保険料を月々継続的に納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から同年11月まで

私は、昭和36年4月以降サラリーマンの妻の国民年金への加入及び納付が強制ではなく任意であることを知った上で、50年1月から国民年金保険料を納付した。

任意加入であるため、納付しないならば辞めているはずであるから、未納のまま何か月も放置しておくことはないはずである。

それなのに申立期間が未納とされているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の資格記録をみると、昭和50年1月29日に任意加入により資格を取得し、56年12月11日に資格を喪失していることが申立人の年金手帳及びオンライン記録において確認できる。この点は、市のオンライン記録とも整合しており、これら一連の事務処理に不自然さはない。

一方、申立人の納付記録をみると、申立期間以前の加入期間（任意）は、すべて現年度納付であることが特殊台帳及び市のオンライン記録いずれにおいても確認できるが、申立期間については、現年度納付はなされず、資格喪失後の昭和57年度に催告されていることが特殊台帳から確認でき、未納のまま何か月も放置したことはないとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人自身、時期についての記憶は定かではないものの、申立人の姉の勧めを受けて、保険料の納付を途中で辞めたと陳述している。

これらのことを踏まえ、任意加入の資格の取得及び喪失処理が加入者の意思表示を端緒になされていた状況に鑑みると、申立人は、昭和50年1月に任意加入により保険料納付を開始したが、申立期間当時は、保険料納付を中止する何らかの事情が介在した。しかしながら、直ちに資格を喪失する旨の申し出を

行わず、56年12月になって行政側にその意思を伝えたことから申立期間は未納期間と管理され、翌年度に催告されたと考えるのが自然である。

また、申立人は、納付方法、納付場所、納付金額並びに任意加入の方法及び手続時期など申立期間に係る保険料納付及び加入手続をめぐる記憶は曖昧である上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から41年3月まで

祖父の強い勧めがあり、昭和40年3月ごろに祖父が私の国民年金の加入手続きをしてくれた。その時、見せてもらったA市役所が作成した加入対象者の一覧表に自分の名前が書かれていたのを記憶している。

申立期間の保険料については、3か月ごとぐらいに母から預かっていた家族のお金から集金に来ていた祖父に月額400円ぐらいを渡し、年金手帳より小さいカードのようなものに受領印を押してくれていたような記憶がある。

保険料を納付した記憶がはっきりしている上に、祖父が他人の目もある中、家族に未納者がいるようなことは絶対にしていないと思うので、よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年3月ごろ祖父に国民年金の加入手続きをしてもらい、以降は、祖父に国民年金保険料を3か月ごとぐらいに納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続き時期をみると、昭和41年4月18日に受付処理され、同年5月2日に国民年金手帳が発行されていることが、市の被保険者カードの記録及び申立人が所持する国民年金手帳から確認でき、40年3月ごろに加入手続きを行ったとする申立人の陳述とは符合しない。この点については、当該手帳の印紙検認記録欄が昭和41年度分から作成されている状況と整合している。この場合、この国民年金手帳発行時点では、申立期間の保険料は、申立人の祖父に納付できない過年度期間となり、この間の保険料を、一貫して祖父に納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立期間については、遡^{そきゅう}及納付が可能な時期は存在したが、申立人自

身、3か月ごとぐらいに現年度納付し、さかのぼっては納付していないと陳述している。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所(当時)において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年12月から49年12月までの期間、61年4月から62年3月までの期間及び63年4月から平成9年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年12月から49年12月まで
② 昭和61年4月から62年3月まで
③ 昭和63年4月から平成9年4月まで

私は、国民年金への加入時期は覚えていないが、申立期間①の時は町内会の会館で役員が保険料を集金していたので、両親が毎回私と妻の保険料を納めに行っていた。納めてから1週間後ぐらいに役員が領収書を持って来てくれたが、その領収書は残っていない。申立期間①が未納とされているのは納得できない。

また、申立期間②については、特に記憶が無いが、保険料は妻が納めているはずだ。

さらに、申立期間③については、平成3年ごろ、母親の生命保険でそれまでの分の保険料を一括して納付した。その後は毎年納付してきたが、最後のほうはひょっとしたら保険料を納めてないかも知れない。はっきりとは覚えてはいないが、納付場所は社会保険事務所（当時）だったと思う。申立期間③が未納とされているのは納得できない。また、申立期間直前に1年間の免除期間が有るが、免除を申請する場合、毎年度申請が必要と言うことを役所は言ってくれなかった。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入時期は覚えていないが、申立期間①については親が申立人夫婦の保険料を納付し、申立期間②については妻が納付、また申立期間③については、平成3年ごろまでの保険料は母親の生命保険で申立人が一括納付し、その後は毎年納付していたと申し立てている。

そこで、申立期間①について、申立人の国民年金加入手続日をみると、昭和53年1月30日であることが、市の被保険者名簿から確認できる。この場合、加入手続日においては、申立期間①は既に時効が成立し、保険料を納付することができない期間になっているほか、町内会の役員に親が毎回保険料を納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、市では、申立期間①の当時、年金手帳に検認印を押す印紙検認方式による取扱いを行っていたとしており、町内会の役員に保険料を納付後、領収書を交付してもらっていたとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立期間①は133か月と長く、これだけ長期にわたり、行政側が事務処理の誤りを継続するとは考え難い。

次に、申立期間②について、市の被保険者名簿を見ると、昭和62年度欄の下部の摘要欄に、「10月14日、①～④、現納交付」の記載が確認できるとともに、61年度の検認記録欄には①～④及びその金額の記載が確認できることから、昭和62年10月に申立期間②について納付催告が行われたものと考えられる。加えて、申立期間②直後の納付記録をみると、申請免除期間であることがオンライン記録及び市の被保険者名簿双方の記録において確認でき、当時は、保険料を納付できない何らかの事情が介在していた可能性は否定できない。

また、妻の納付記録をみると、昭和63年7月7日に納付書作成の記録がオンライン記録から確認でき、申立期間②より1か月長い妻の未納期間に対して催告がなされたものと考えられ、市から交付された納付書で夫婦二人分の保険料を期限内に納付していたとする妻の陳述とは符合しない。

さらに、申立人は、この期間について、納付方法、納付金額等の納付に係る記憶がほとんど無いほか、申立人の保険料を一緒に納付していたとする妻もこの期間は未納になっていることが納付記録から確認できる。

最後に、申立期間③についてみると、平成において特例納付制度は無く、平成3年度に直近2年間分の保険料を過年度納付したと仮定しても、申立期間③の初期は時効により納付できないことに加え、申立期間の最後ごろは未納かもしれないとの申立人の陳述があり、いずれの場合でも60歳到達時に年金の受給権確保は不可能となることを踏まえると、申立人の陳述には不自然さがみられる。

また、申立期間③は既に事務処理のオンライン化後に当たり、納付書のOCR（光学的文字読取装置）化も進んでいる上、市においても平成元年4月以降はオンライン記録である点を踏まえると、109か月という長期にわたり、行政側が事務処理の誤りを継続することは考え難い。

さらに、申立人は、この期間について平成3年ごろ一括納付したとの記憶があるものの、その金額及びその後の納付状況についてはっきりとした記憶が無い。

その上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性

を検証するため、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したところ、申立人夫婦には昭和42年6月30日に別の手帳記号番号が払い出されているものの、ともに不在消除の取扱いとなっていることが確認でき、いったん払出しは受けたものの、保険料納付がなされなかったことから取消しに準じた処理がなされた形跡がうかがえる。

そのほか、すべての申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から48年12月までの期間及び61年4月から62年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年5月から48年12月まで
② 昭和61年4月から62年4月まで

私は、国民年金への加入時期は覚えていないが、申立期間①の時は町内会の会館で役員が保険料を集金していたので、義父母が毎回私と主人の保険料を納めに行っていた。納めてから1週間後ぐらいに役員が領収書を持って来てくれたが、その領収書は残っていない。申立期間①が未納とされているのは納得できない。

また、申立期間②については、私が、市から交付された納付書に現金を添えて、期限内に夫婦二人分の保険料を役所内の銀行又は、ほかの銀行に納めに行ったと思うので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入時期は覚えていないが、申立期間①については親が申立人夫婦の保険料を納付していたし、申立期間②については自身で夫婦二人分の保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立期間①について、申立人の国民年金への加入手続日を見ると、昭和51年4月22日であることが、市の被保険者名簿から確認できる。この場合、加入手続日時点では、申立期間①は既に時効が成立し、保険料を納付することができない期間になっているほか、町内会の役員に親が毎回保険料を納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、市では、申立期間①の当時、国民年金手帳に検認印を押す印紙検認方式による取扱いを行っていたとしており、町内会の役員に保険料を納付後、領収書を交付してもらっていたとの申立人の陳述と符合しない。

さらに、申立期間は128か月と長く、これだけ長期にわたり、行政側が事務処理の誤りを継続するとは考え難い。

次に、申立期間②について、申立人の納付記録をみると、昭和63年7月7日に納付書作成の記録がオンライン記録から確認できることから、申立期間の未納に対して催告がなされたものと考えられるほか、申立人の夫について、市の被保険者名簿を見ると、昭和62年度欄の下部の摘要欄に、「10月14日、①～④、現納交付」の記載が確認できるとともに、61年度の検認記録欄には①～④及びその金額の記載が確認できることから、昭和62年10月に、申立期間②より1か月短い夫の未納期間についても納付催告が行われたものと考えられ、市から交付された納付書で、期限内に夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、市の被保険者名簿を見ると、昭和61年度の未納に続き、62年度は、年度途中である昭和62年4月は未納、以後同年5月からは毎月検認印が確認でき、これらの記録に不自然さは無く、保険料の納付管理が適切に行われていたものと推察できる。

さらに、申立人には、夫の分も合わせて保険料を納付していたとの陳述があるが、その夫も1か月を除きこの期間は未納であることが納付記録から確認できる。

加えて、申立期間①及び②について、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したところ、申立人には、昭和38年8月15日に旧姓で別の手帳記号番号が払い出されているものの、その手帳記号番号での納付記録は確認されず、さらに、申立人夫婦に対して、42年6月30日に別の手帳記号番号が払い出されているが、ともに不在消除の取扱いとなっていることが確認でき、いったん払出しは受けたものの、保険料納付がなされなかったことから取消しに準じた処理がなされた形跡がうかがえる。

そのほか、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月から同年3月まで

私は、20歳になれば国民年金に加入することは義務であると思っていたため加入し、以降は私自身が給料から保険料を納付していた。

申立期間当時は、A職をしており、給料が少なかったことから保険料を納付期限内に納付することに苦勞をしたことを覚えている。

申立期間の保険料は、B市役所から督促のはがきが来たので、市役所の窓口で納付し、督促のはがきを切り離してスタンプを押した領収書を受け取った。金額は3万円から4万円で、母に借りて納付した。

20歳のころから保険料を納付し続けて、納付することが困難になったことから免除申請をしたことはあったが、申立期間の保険料は納付したことを覚えており、窓口の職員の顔も覚えており、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市から督促はがきが届いたので、市の窓口を持参して保険料を納め、当該はがきを切り離した領収書を受け取ったと陳述している。

そこで、申立人のオンライン記録をみると、申立期間について、平成12年6月に催告（国庫金納付書の送付）されていることが確認でき、現年度納付がなされた形跡は見られない。

また、市では現年度保険料を督促する際には、はがきを使用することは無く、納付書を送付していたとしており、はがきが届き、当該はがきから切り離された領収書を受け取ったとする申立人の陳述は、市の取扱いと符合しない。

さらに、市では、当時、国庫金納付書による窓口での過年度保険料収納は行っていなかったとしており、社会保険庁（当時）が催告するため申立人に送

付した納付書が使用されたとは考え難い。

加えて、申立期間直後の納付記録をみると、免除承認を受けていることがオンライン記録から確認できる。また、申立人の取引銀行における取引明細を見ると、それまで月々口座振替により納付されていた国民健康保険料について、申立期間に当たる平成11年2月以降は、引き落としされた形跡は見られない。さらに、同保険料に係る督促保険料については、市の窓口で納付が可能であった。

これらのことを踏まえると、申立期間当時は、国民年金保険料の納付が困難となる何らかの事情が介在していた形跡がうかがえるとともに、市から督促を受け、窓口で納付したとする保険料の種類について錯誤している可能性も否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から49年12月まで

昭和49年12月に結婚後しばらくして、突然夫婦二人分の国民年金手帳と納付書が送付されてきた。私とその納付書で夫婦二人分の保険料を一括して全額を納付したので、夫婦共に未納は無いはずである。大金であったと思う以外、具体的な納付金額を覚えていないが、当時夫に約20万円のボーナスがあり、その半分程度で納付できたと思う。

申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年12月に結婚後しばらくして、夫婦二人分の国民年金手帳と納付書が送付されてきたとし、申立人がその納付書で夫婦二人分の保険料を一括して全額納付したと申し立てしているところ、夫婦に係る国民年金の加入手続は、夫婦の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日等から、結婚の約3年後である52年10月ごろに行われたものと推定される上、夫婦共に同年11月に、その時点で時効にかからず納付が可能であった申立期間直後の50年1月から52年3月までの2年3か月の保険料を一括して過年度納付していることが、それぞれの特殊台帳の記録により確認できることから、この時点において、申立期間の保険料は、時効により納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、過去の保険料を一括して納付したのは一度しかないと思うと陳述していることから、その記憶は、特殊台帳の記録にある当該過年度納付であったものとみるのが自然である上、当該保険料額は夫婦二人分で6万6,600円であることから、20万円の半分程度で納付できたとする申立人の記憶ともおおむね符合している。

さらに、申立人が一緒に保険料を納付したとする申立人の夫も、申立期間に係る期間は、同様に未納期間となっているほか、申立人が申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、夫婦に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から56年12月までの国民年金保険料については、納付していたもの又は免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から56年12月まで

昭和52年12月に結婚して以来、家計の現金出納はすべて妻が行っており、夫婦二人分の国民年金保険料の納付及び免除申請についても、いつも妻が一緒に行ってくれていた。

結婚前の昭和52年12月以前の保険料は、妻が区役所の窓口で未納であることを指摘されたため、さかのぼって納付したと聞いている。

昭和53年1月から私が会社勤めをする直前の59年9月までは、妻が夫婦二人分の保険料の納付及び免除申請を一緒に行ってくれていたのに、私と妻の年金記録が一致していないのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年12月に結婚して以来、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料の納付とともに免除申請も一緒に行ってくれていたとし、結婚前の未納期間の保険料についても、妻が区役所窓口で指摘されたため、さかのぼって納付してくれたと申し立てていることから、妻に当時の納付状況等について事情を聴取したところ、時期は定かではないが、申立人の国民年金の加入に関し、区役所から何度も「(国民年金に加入しないで)このままにしておくと、将来年金が受けられないようになる」と言われたので、申立人の加入手続に区役所へ行ったように思うとし、その時、担当者から「ここまでさかのぼって保険料を納付できるから、すぐに納付しなさい」と横長の納付書を2通発行してもらい、銀行で保険料を納付したことを覚えていると陳述している。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日等から、申立人が35歳となった昭和59年*月ごろに加入手続が行われたものと推定され、これにより、

それ以降 60 歳まで保険料を納付することで申立人の年金受給資格期間である 25 年を最低限確保することが可能となる上、申立人に係る特殊台帳を見ると、同年 10 月及び同年 12 月の 2 回に分けて、その時点で時効にかからず納付が可能であった申立期間直後の 57 年 1 月から同年 3 月までの保険料及び同年 4 月から 58 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人の妻が陳述する当時の記憶と符合している。したがって、申立人に係る国民年金の加入手続が行われた時点又はこれらの過年度保険料が納付された時点において、申立期間の保険料は、さかのぼって免除申請することができない上、時効により納付することもできなかったものと考えられる。

一方、申立人の妻について、その特殊台帳を見ると、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 9 月までの保険料を現年度納付するとともに、同年 10 月から申立人が会社に就職する前月の 59 年 9 月まで申請免除期間となっているが、妻の国民年金手帳記号番号は、申立人の加入手続が行われた 6 年前である 53 年 4 月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるため、その時期からみて、妻については、これらの期間の保険料を納付し、免除申請することが可能であったことが分かる。

また、申立てどおり、申立人の妻が申立期間の保険料を妻と一緒に納付又は免除申請するためには、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人の妻が申立期間の保険料を納付又は免除申請していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付又は免除申請していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたもの又は免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から61年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から61年12月まで

夫婦二人分の国民年金保険料に関する納付及び免除申請手続は、すべて妻に任せており、申立期間は、妻が私の分と一緒に免除申請しているのに、妻だけが申請免除となり、私が未納とされているのは納得できない

第3 委員会の判断の理由

申立期間前後の申立人及びその妻の納付状況を比較すると、申立期間を含む妻の昭和60年1月から62年3月までの申請免除については、60年3月27日、同年5月27日及び61年4月21日の3回に分けて免除申請が行われていることが免除記録に具体的に記載され、この記録自体に特段不合理な点は認められない。一方、申立人は、妻の当該免除期間のうち、60年1月から申立期間直前の同年9月までの保険料を現年度納付し、申立期間直後の62年1月から同年3月までの保険料を過年度納付していることを踏まえると、当時、申立人及びその妻とでは保険料の納付をめぐる事情を異にしていたものと考えられ、妻が申立人と一緒に免除申請手続を行っていたものとみるのは考え難い。

また、申立人の納付記録をみると、申立期間直後の昭和62年1月から同年3月までの過年度保険料は、時効が完成する直前の平成元年4月11日に納付するとともに、昭和62年4月から平成元年3月までの保険料については、申立人の妻が現年度納付しているにもかかわらず、申立人は、同年5月以降、3年4月までの期間内にほぼ毎月、時効が完成する直前に過年度納付していることが確認できることから、これら一連の過年度納付が開始された元年4月の時点において、申立期間を含む同年3月以前の期間は、未納期間であったものとみるのが自然であり、申立期間の保険料は、時効により納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人の妻が申立期間の保険料を免除申請していたことを示す関連資料(日記、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を免除申請していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から63年12月までの期間及び平成元年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から63年12月まで
② 平成元年6月

国民年金の加入については、時期ははっきりとは覚えていないが、将来のことを考えて父が手続してくれていたはずである。

申立期間①の保険料については、自分自身では納付していないのはっきりとは分からないが、当初は自宅に来ていた集金人に、母が父の保険料と一緒に納付していたはずであり、自分の保険料のみ未納であるのは理解できない。

また、いつの時期かはっきりとは覚えていないが、途中から母又は私自身が納付書を持ってA区役所に出向き納付していたこともあったと思うが、詳しい納付状況については覚えていない。

申立期間②の保険料についても、母が納付したはずであり、申立期間①及び②の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期をはっきりとは覚えていないが、父が、国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料については、母が父の保険料と一緒に納付していたはずであると申し立てている。

しかし、オンライン記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から、平成3年2月7日ごろに払い出されたものと考えられ、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間①の国民年金保険料は、制度上、納付することができない。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏

名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立期間①は129か月に及んでおり、これだけの長期間にわたり保険料収納及び記録管理において事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

加えて、申立期間②の国民年金保険料について、オンライン記録をみると、いったん平成3年8月30日付けで納付したものの、時効により納付できない時期であったため、その後の同年8月の保険料に充当処理されていることが確認できることから、当該期間の保険料は未納であったと考えるのが相当である。

このほか、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料納付等を担っていた申立人の両親は既に他界しているため、申立期間の保険料納付をめぐる事情等を酌み取ろうとしても、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から55年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から55年12月まで

昭和47年に元夫と結婚後、元夫は厚生年金保険に加入し、私は国民年金に加入した。

加入手続、申立期間の保険料額、納付手段などは全く思い出せないが、保険料は納付していたと思う。

また、離婚後は常に働いており、10年近くも何の年金にも加入せず、納付もしていないことは無いと思う。

申立期間の保険料を納付したのは間違いないので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年に元夫と結婚後、元夫は厚生年金保険に加入し、自身は国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年8月16日を国民年金被保険者の資格取得日として、A市B区において平成元年2月20日に払い出されており、申立期間は国民年金の未加入期間となっていることから、申立期間の国民年金保険料は、制度上、納付することができない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、申立人の居住履歴のある住所地を管轄する各社会保険事務所（当時）において、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立期間は106か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民

年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

加えて、申立人は申立期間の国民年金保険料納付について記憶が明確で無く、申立人から申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から43年3月まで

昭和40年2月、国民年金手帳が送られてきて、その半年後ぐらいに町内会の集金人が自宅に集金に来てくれることになり、6か月の国民年金保険料を私が納付した。

次の集金の時は、私が不在だったので父が代わりに保険料を1年分納付してくれた。

国民年金保険料を納付すると、国民年金手帳ではなく、ほかのものに領収印を押してくれた。

昭和43年3月ごろまでは集金人が来ていたはずであるので、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年当時、国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、結婚後のA市において、昭和50年5月ごろに夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、申立期間の国民年金保険料は、制度上、納付することはできない。

また、申立人には、上記とは別に、21歳当時の昭和41年6月1日に、B市C区において職権で払い出されたと考えられる国民年金手帳記号番号が存在するが、当該手帳記号番号に係る年金手帳、特殊台帳及び国民年金被保険者名簿などは残っておらず、納付をうかがわせる事跡は確認できない。

さらに、申立人は町内会の集金人に国民年金保険料を納付したと申し立てているが、B市に照会したところ、申立人の当時の居住地において、町内会

による保険料収納が行われたとする記録は確認できない旨の回答があり、また、当時の事情に詳しい複数の地域住民に対して聞き取り調査を行ったところでも、町内会による保険料収納が行われていたことを裏付ける証言を得ることはできなかった。

加えて、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月31日から23年11月1日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B工場(現在は、C社D工場)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答があった。同社には昭和23年10月末まで勤務したので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社B工場に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、C社D工場は、同社が保管する社員名簿において、勤務期間が昭和19年2月9日から20年8月29日と記録されていることから、申立人は申立期間において同社に在籍しておらず、申立期間の保険料は控除していないとしている。

また、申立人が記憶する上司及び同僚は、既に死亡又は連絡先不明であり、これらの者から申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することはできない。

さらに、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し8人から回答を得たが、申立人を記憶している者はいない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 12 日から 49 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。両親が経営する同社に、高校を卒業して間もない昭和 45 年 4 月 12 日に就職したと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 4 月 12 日から A 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員全員について調査したが、全員が既に死亡又は住所等連絡先不明であり、申立人の申立期間における勤務状況等を確認することはできない。

また、申立人は、父親と母親が経営していた A 社へ昭和 45 年 4 月 12 日に就職したと申し立てているところ、申立人の父親は同社において、申立人と同じ 49 年に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが前述の被保険者名簿から確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、申立人の被保険者資格の取得日は、当初、昭和 49 年 5 月 1 日と記録されたのち、備考欄に「50 年 2 月 22 日 取得年月日訂正」と記載された上で、同年 3 月 1 日に訂正されていることが確認できる。仮に、事業主が、申立人の資格取得日を、申立てどおり 45 年 4 月 12 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所が記録を誤ったのであれば、50 年 2 月 22 日の時点におい

て、申立てどおりの記録訂正を行うことが可能であり、社会保険事務所が、資格の取得と訂正届出の両方を誤って記録したとは考え難いことから、事業主は、申立人の被保険者資格の取得の届出を、社会保険事務所の記録どおりに行ったと考えるのが自然である。

加えて、A社は、昭和50年2月27日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立人が同社を経営していたとする申立人の両親及び前述の被保険者名簿に事業主として記録されている兄は既に亡くなっているため、申立期間における申立人の厚生年金保険料控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 5 月 1 日から 56 年 11 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社(現在は、B社)に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が氏名を記憶している同僚及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に加入記録の有る元従業員に照会しても、申立人を記憶している者はいない。

また、B社は、「申立人からの聴取内容に基づき社内調査を行った結果、申立人は当社にC職として在籍していたと思慮する」としているが、同社は申立人に係る人事及び給与の記録を一切保存しておらず、これを確認することはできない。

さらに、申立人のA社における雇用保険及び厚生年金基金の加入記録は無いところ、B社では、「C職について厚生年金保険の加入手続を行う場合、同時に雇用保険の加入手続も行っていった」としており、前述の被保険者名簿において、申立期間当時に加入記録の有る複数の元C職は、雇用保険被保険者総合照会の結果から、厚生年金保険と雇用保険に同時に加入していることが確認できる。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 5654 (事案 3207 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 5 月ごろから 28 年 7 月ごろまで
② 昭和 28 年 8 月ごろから 30 年 4 月 21 日まで
③ 昭和 30 年 5 月 20 日から 31 年 4 月ごろまで

私は、A 社 (後に、B 社に変更) に昭和 27 年 5 月ごろから 31 年 4 月ごろまで途中退職することなく勤務し、正社員として C 職及び D 職に従事し、毎月 25 日の給料日に金額は忘れたが保険料を天引きされていた。

年金記録確認第三者委員会から年金記録の訂正は必要でないとする旨の通知を受けたものの、申立期間は継続して保険料を控除されていたはずであり、納付記録が無いことには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A 社及び B 社では、2 年から 3 年ぐらいい見習い期間として厚生年金保険に加入していなかった場合があったとする同僚の陳述が得られた上、当該同僚の被保険者記録をみると、いずれも入社したとする日から約 2 年後に厚生年金保険に加入していることが確認できることから、試用期間そのほか何らかの事情により、申立人を厚生年金保険に加入させていなかったと考えられるとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 3 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間③についても、社会保険庁 (当時) には厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 3 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

一方、申立期間について、申立人は「勤務していた 4 年間のうち、1 か月だけ厚生年金保険料が控除されることは社会通念上あり得ない」と主張するが、

申立人からその根拠となる新たな資料等の提出は得られなかったため、再度、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の縦覧調査並びにオンライン記録において氏名の読み方の違い等による検索を行ったものの、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできない。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿も調査したが、申立人のB社における厚生年金保険記号番号は昭和30年4月21日が資格取得日として同年4月22日に払い出されていることが確認できる上、記録に不自然な点も見当たらない。

さらに、B社の当時の事業主及び経理担当者は既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 11 月 1 日から 44 年 2 月 21 日まで

私は、申立期間においてA社（現在は、B社）で勤務していたが、社会保険事務所（当時）に私の厚生年金保険の加入記録について照会したところ、当該期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間もA社に間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社における厚生年金保険の被保険者資格の取得日が昭和 44 年 2 月 21 日になっているが、それ以前より友人であった同社の同僚にスカウトされてC社を退職し（昭和 43 年 10 月 28 日に資格を喪失）、A社に転職したので、申立期間は同社に勤務していたはずである」と申し立てている。

しかしながら、上記同僚は既に亡くなっているほか、申立人が名前を挙げた同僚は、いずれも申立期間より後にA社に入社しているため、申立期間の勤務実態についての具体的な陳述を得ることはできなかった。

また、昭和 43 年 9 月にA社に入社したとしている同僚は、「仮に、申立人が昭和 43 年 11 月 1 日に入社していた場合、自分と約 1 か月しか入社時期が変わらないこととなるが、そのような記憶は無く、申立人は自分よりもっと後で入社したように思う」旨陳述している。

さらに、B社では、当時の資料が無く、申立人の申立期間における勤務実態を確認することはできないと回答していることなどから、申立人の申立期間におけるA社での在籍を確認することはできなかった。

一方、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における資格取得日は昭和 44 年 2 月 21 日、離職日は同年 7 月 20 日となっており、当該記録と申立人

の厚生年金保険の被保険者記録は一致していることが確認できる。

また、B社の現在の事務担当者からは、「従来から当社では厚生年金保険と雇用保険は一体的に加入させるよう取り扱っており、入社日を厚生年金保険と雇用保険の資格取得日としている。この取扱いが申立期間当時も同様であったと考えられる」旨の陳述が得られたことから、当時、A社では、申立人の厚生年金保険の資格取得日をオンライン記録どおりの昭和44年2月21日として届け出たことがうかがわれるほか、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から複数の同僚を抽出調査したところ、これらの同僚の厚生年金保険と雇用保険の記録は一致している上、これらの同僚からは自身の厚生年金保険の加入記録は勤務期間と相違していない旨の陳述も得られた。

さらに、上記のとおり、B社は、当時の資料は残っておらず、申立人の申立期間における保険料控除等についても確認することができないと回答している。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は見当たらないほか、上記被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点もうかがえない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 7 月 31 日から 32 年 4 月 1 日まで
私は、昭和 27 年 1 月 4 日から 42 年 10 月 26 日まで A 社に継続して勤務していた。しかしながら、オンライン記録は申立期間が厚生年金保険に未加入とされている。
申立期間について厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 29 年 7 月 31 日から 32 年 4 月 1 日まで、A 社に継続して勤務したと申し立てているところ、同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間を含め継続して勤務したことが推認できる。

しかしながら、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録をみると、申立人のほかにも申立期間前後に厚生年金保険の加入期間に空白期間が生じている者が 8 名確認でき、このうち回答が得られた同僚からは「当時、A 社をいったん退職したことはないが、申立人と同じく厚生年金保険の加入記録に空白期間が生じている」旨の回答が得られた。

また、上記被保険者名簿から A 社で加入記録が確認できる同僚を抽出し照会したところ、複数の同僚から「申立期間当時は、資金繰りが大変な時期であった」旨の陳述があったほか、このうちの 1 名からは「当時は会社が資金繰りで困難な時期であったため、私は昭和 30 年 2 月末に自主的に退職したものの、自分の年金加入記録は 28 年 10 月末までとなっている」旨の陳述も得られた。

さらに、A 社は昭和 43 年 1 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の事業主は既に亡くなっているため、当時の事情を明らかにする関連資料、周辺事情は得られなかった。

加えて、上記被保険者名簿から抽出調査した複数の同僚からも、申立人の申

立期間における厚生年金保険への加入等について具体的な陳述を得ることはできなかった。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月 6 日から 40 年 5 月 1 日まで
② 昭和 40 年 7 月 10 日から 41 年 3 月 14 日まで

私は、昭和 39 年 10 月 6 日から A 社に B 職として勤務したが、社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、資格取得日が 40 年 5 月 1 日となっているので、同社での資格取得日を 39 年 10 月 6 日に訂正してほしい。

また、A 社では昭和 41 年 3 月 13 日まで勤務したが、社会保険事務所の記録によると資格喪失日が 40 年 7 月 10 日となっているので、同社での資格喪失日を 41 年 3 月 14 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録から、申立人は、A 社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、複数の同僚は、「A 社では申立期間当時、見習い期間があり、約 3 か月から 6 か月間は厚生年金保険に未加入の期間があった。当該未加入期間中は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった」と陳述していることから、当時、A 社は、入社と同時にすべての社員を厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがわれるほか、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の記号番号は、同社において資格取得日が昭和 40 年 5 月 1 日として、同年 5 月 6 日に払い出されていることが確認できる。

また、A 社は、申立人の申立期間①における保険料控除等については、当時の資料が残っておらず不明であると回答しており、申立期間①における保険料控除を確認することができなかった。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①当

時に資格を取得している複数の同僚を抽出し事情照会したものの、申立人の申立期間①における厚生年金保険への加入等について具体的な陳述は得られなかった。

加えて、オンライン記録において、氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に該当する記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除についての記憶は定かではなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間当時もA社において勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人のA社での離職日は昭和40年7月10日であることが確認でき、厚生年金保険の資格喪失日と同一日となっていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の資格喪失日は昭和40年7月10日として、同年7月29日に届け出られているほか、健康保険被保険者証を返納したことを示す証返の記録も確認できる。

さらに、A社は、申立人の申立期間②における保険料控除等については、当時の資料が残っておらず不明である旨を回答しており、申立期間②当時の保険料控除について具体的な陳述を得ることができなかった。

加えて、上記被保険者名簿から、申立期間②当時に資格を取得している複数の同僚を抽出し事情照会したものの、申立人の申立期間②における厚生年金保険への加入等について具体的な陳述は得られなかった。

また、上記被保険者名簿によると申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点は見当たらないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間②に該当する記録は見当たらない。

このほか、申立期間②における厚生年金保険料の控除については、申立人に具体的な記憶は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 12 月 20 日から 9 年 2 月 21 日

私は、申立期間において、A社で正社員としてB職に就いていたが、社会保険事務所(当時)の記録では同社で厚生年金保険に加入していた記録は無いとのことであった。家族が病気を患った時には、健康保険被保険者証を使って通院していたので、社会保険に加入していたはずである。申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社で勤務していた複数の同僚及び同社の事業主は、申立人が同社で勤務していたと陳述していることから判断すると、申立人の申立期間における在職が推認される。

しかしながら、A社の事業主は、「当時、入社した社員に対して社会保険及び雇用保険に加入するか否かを確認していたが、申立人は加入しないことを希望した。そのため、申立人をB職報酬(基本給及び歩合給)による社員として雇用し、社会保険及び雇用保険には加入させていなかったため、当該保険料も控除していなかった」と陳述している上、同社提出の『平成9年分給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿』によると、同年に係る社会保険料は控除されていないことが確認できる。

また、A社では、社会保険と雇用保険とは一体として加入させていると回答しているところ、申立人には、同社における雇用保険加入記録も見当たらない。

これらのことから、申立人はA社に在籍していたものの、厚生年金保険には加入していなかったものと考えられる。

この点について、申立人は、社会保険に加入しない旨を事業主には表明しておらず、厚生年金保険に加入していたはずと主張しているが、これをうかがわ

せる事情等は見当たらず、また、同僚からも、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入等について具体的な陳述は得られなかった。

さらに、オンライン記録において、当時、A社の関連会社であったC社及びD社で申立人が厚生年金保険被保険者であった可能性を含め、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

なお、申立人の家族が通院していたとする2か所の病院を調査したところ、一方の病院は当時の資料は無く不明と回答しているほか、もう一方の病院についても既に閉院していることから、当時の事情について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月20日から28年5月15日まで

私の夫は、昭和23年4月1日から45年1月26日までA社(当時は、B事業所)に継続して勤務していた。しかしながら、社会保険事務所(当時)の記録では申立期間が空白期間とされている。同僚は継続して記録があるので、申立期間を厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

(注)申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、会社の隣に住居があり、申立人が毎日、申立てに係る事業所へ勤務していたことを記憶しているほか、B事業所の複数の同僚からは、申立期間当時、申立人が勤務していたとする陳述が得られたことなどから判断すると、申立人は、申立期間を含め同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、雇用保険の記録をみると、申立人は、C社(当時は、B事業所を経てA社)において昭和28年5月15日に資格を取得、45年1月26日に離職していることが確認でき、申立人の厚生年金保険の加入記録(昭和28年5月15日にB事業所で資格を取得、45年1月26日にA社で資格を喪失)と一致する。

また、申立期間当時にB事業所の事業主又は役員等であったと考えられる申立人の父親の厚生年金保険加入記録をみると、A社において昭和30年7月8日に資格を取得しているものの、申立期間は厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

一方、申立期間の一部と重なる時期において、申立人と同様にB事業所において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、その後再取得をしている者が申立人

以外にも3人みられることから判断すると、同事業所では、当時、何らかの事情により、申立人を含む4人について、いったん、被保険者資格を喪失させ、その後に再取得させていたことがうかがわれる。

なお、上記複数の同僚は、いずれも既に亡くなっているため、当時の事情を照会することができない。

また、申立人の父親及びB事業所の事務担当者は既に亡くなっているほか、同事業所の承継会社であるC社も当時の資料が無いため不明と回答していることから、申立人の申立期間における保険料控除等について確認することはできない。

さらに、申立人の妻は、申立期間における保険料控除についての記憶は定かでないほか、「申立期間当時に健康保険被保険者証を使用したことは覚えていない」旨陳述している。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方及び生年月日の違いによる検索を行っても、申立人の申立期間における被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 3 月 26 日から 49 年 1 月 26 日まで
② 昭和 49 年 3 月ごろから 51 年 3 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。

申立期間①については、A事務所(B市)に勤務し、C業務を行っていた。

申立期間②については、D社に勤務し、E業務を担当していた。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A事務所(F市。申立人が勤務していたとするB市のA事務所の関連事業所)から提出された申立人の履歴書に記載されている勤務期間に係る元事業主のメモ及び申立期間中に撮影されたとみられる社員旅行の写真から判断して、申立人が申立期間にA事務所(B市)に勤務していたことが推認できる。

しかし、A事務所(B市)は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立人及び同僚等の陳述から、申立期間当時にA事務所(B市)に勤務していた者は、申立人を除いて3人であったと考えられるところ、これら3人の厚生年金保険加入記録をみると、i)申立人が所長業務を担っていたと記憶している者は、G社というほかの事業所で加入記録が有り、申立期間後の昭和49年4月2日からはA事務所(F市)において加入記録の有ることが確認できること、ii)申立人と同様の事務を行っていた者2人は、A事務所(F市)において勤務したことは無いとしているものの、A事務所(F市)において

加入記録が確認できること、iii) 当該2人のうち1人は、申立人より短い6か月の勤務期間であるが、そのすべての期間の加入記録が有ることから、申立期間当時、A事務所(B市)の社会保険事務手続きも行っていたとみられるA事務所(F市)において、A事務所(B市)の4人の従業員のうち、申立人だけを誤って厚生年金保険に加入させなかったとは考え難く、申立人については加入手続きを行わなかったものと考えられる。

さらに、申立期間当時のA事務所(B市)の事業主としてH団体に登録されていた者及び前述の所長業務を担っていた者は既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することはできない。

加えて、A事務所(F市)に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

申立期間②については、複数の元従業員の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人がD社に勤務したことが推認できる。

しかし、申立期間当時にD社で経理事務等を担当していた元従業員は「申立人は常勤ではなく、I業務等の補助的な業務をしており、給与計算等は行っていなかった。厚生年金保険に加入させるような勤務形態ではなかった」と陳述しており、別の元従業員も、申立人は常勤ではなかったと陳述している。

また、D社は、申立期間当時の関係資料を保存していないため、申立人の勤務実態及び保険料控除は不明であるとしている。

さらに、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月 1 日から 52 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、前の会社の倒産に伴い、その会社の紹介で即戦力のB職として入社したので、試用期間は無く、入社時から正社員であったはずである。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が、申立期間当時から A社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間当時にA社の管理業務を担当していた事業主の弟は、「当時は、社員の出入りが激しく事務手続も煩雑となるので、3か月から6か月程度の試用期間を設けていた。また、試用期間に保険料を控除することはなかった」と陳述している。

また、A社の経理担当者も、人によって長短あったものの、3か月程度の試用期間があり、自身も2か月から3か月の試用期間があったと陳述しているところ、同人が入社したとする約2か月後に被保険者資格を取得していることが確認できるほか、自身の入社日を記憶していた別の同僚も、約5か月後に被保険者資格を取得していることが確認できることから、A社では、申立期間当時、従業員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったものとみられる。

さらに、A社は、平成 16 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の人事記録等は保存していないとしているため、事業所から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除の状況等を確認することはでき

ない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から43年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。

A社が倒産寸前の状態となったため、会社を立て直すために資金を投入し、実質的に経営も担っていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社の代表者及び現場責任者の陳述から判断して、時期及び期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務したことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和42年9月1日であり、申立期間のうち、同日より前の期間は適用事業所ではない。

また、申立人のA社における勤務形態について、前述の代表者及び現場責任者は、「非常勤の役員であり、週に2日又は3日の勤務であった」と陳述しているところ、申立人自身も「当初から勤務形態は不定期であり、会社はB県にあるが自身はC県に居住していたため、同社の経営が安定してからは、週に数日、不定期に勤務していた」と陳述していることから、申立人は、A社において、厚生年金保険被保険者としての要件を満たしていなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

加えて、A社は、申立期間当時の関連資料を保存していないため、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況は不明であるとしている。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 5663 (事案 3489 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月 12 日から 60 年 1 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際の給与額と大きく異なっていた。

そこで、当時の報酬計算表を提出し、本来の標準報酬月額に訂正してほしいと申し立てたが認められなかった。

今回、新たな資料として昭和 55 年給与支払報告書等を提出するので、再審議の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人から提出された報酬計算表には厚生年金保険料控除の記載は無く、元事業主は、歩合制で報酬が支給される社員については、歩合報酬に基づいて厚生年金保険料を控除しておらず、歩合報酬のうちの一定額を基本給とし、この基本給から厚生年金保険料を毎月控除していたとしており、また、申立人の標準報酬月額は基本給の額と一致しているなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 6 月 26 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、厚生年金保険料控除を示す資料として、新たに「昭和 55 年給与支払報告書」、「昭和 55 年度、57 年度及び 58 年度の市民税・県民税特別徴収税額通知書」及び「昭和 59 年下半期報酬計算表」を提出したが、これらの資料では申立人の主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料の控除を示す記載は見当たらず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年12月23日から31年12月30日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和31年12月30日まで勤務し、経理担当者として給与計算及び社会保険の届出事務などの仕事をしていた。
申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によれば、同社は、昭和30年12月23日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、申立期間当時の事業主は所在不明であり、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

さらに、申立人は、A社の倒産により同社を退職したとしているところ、前述の被保険者名簿から抽出し聴取できた複数の従業員は、「A社が倒産した時期は昭和30年12月ごろだと思う」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年から 39 年まで

私は、A社に勤務した後、昭和 37 年にB社C事業所に入社した。退職した日は覚えていないが、同社がその後D社に吸収合併された後の 39 年に退職したと記憶している。B社C事業所及びD社に勤務していた期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時にB社C事業所において人事を担当していた従業員及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録のある複数の従業員の陳述から、申立人が申立期間のうちの一定期間、同社に勤務していたことが推定できる。

しかし、B社C事業所の人事担当者は、「申立人に係る社会保険への加入手続をした記憶は無い」と陳述している。また、事業主を含め複数の同僚に照会したものの、申立人の申立期間における保険料控除について確認できる回答は得られなかった。

さらに、オンライン記録において、申立期間にB社及び同社の事業を引き継いだE社で被保険者となっている者は、当時の同僚の名前を複数名挙げているが、当該同僚の中には両社に係る厚生年金保険被保険者記録の無い者が確認できることから、申立期間当時、B社及びE社では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

次に、申立人がD社に勤務していたことについては、同社取締役、社会保険事務担当者及び複数の同僚の陳述からは確認することができなかった。また、B社からD社へ移籍し、経理及び労務を担当していたとする者は「申立人についての記憶は無い」としている。

さらに、D社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格確認通知書に申立人の記録は無い。

このほか、申立人が申立期間においてB社、E社及びD社の事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 5 月 21 日から 27 年 6 月 25 日まで
② 昭和 27 年 7 月 1 日から 31 年 7 月 21 日まで

厚生年金保険加入記録について社会保険事務所（当時）に照会申出書を提出したところ、A社及びB社に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金は請求したことも受給したことも無く調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社及びB社に勤務していた期間に係る脱退手当金を請求した記憶が無く、受給していないとしている。

しかし、申立人が勤務していたB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立人の資格喪失日が記載されているページを含む前後 15 ページに記載されている女性のうち、申立人と同一時期に受給要件を満たし資格を喪失した者 19 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、18 人について脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から約 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているほか、支給日が同一日となっている者が散見されることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から22年1月10日まで

私は、昭和21年4月1日から22年4月11日までA社（現在は、B社）C工場に継続して勤務したが、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間は厚生年金保険に未加入とされている。

しかし、私は、入社後、すぐにA社C工場を通して再発行された厚生年金保険被保険者証を受け取っており、その被保険者証の再発行日が分かれば、同社に昭和21年4月当初から勤務していたことが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和21年4月1日にA社C工場に入社し、申立期間も同社で継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、申立期間当時、A社C工場において厚生年金保険被保険者であった従業員4名は、申立人を記憶しておらず、また、申立人は、「A社C工場に入社当時に同工場で、D業務に従事した」と陳述しているところ、J健康保険組合の担当者は、「A社の社史によると、同社C工場で、戦後、製造が再開されたのは、昭和22年に入ってからである」と陳述している。

これらの状況から判断すると、申立人がA社C工場に入社した時期は、同社C工場において、製造が再開された昭和22年1月以降であったことがうかがえる。

さらに、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、健康保険整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が失われたとは考え難い。

なお、申立人は、A社C工場に在勤中に再発行されたとする厚生年金保険

被保険者証を所持しており、同被保険者証の再発行日が分かれば、申立期間も同社に勤務していたことが確認できると主張しているが、同被保険者証に記載されている厚生年金保険記号番号が「G番」（A社C工場で資格を喪失した後に被保険者資格を再取得したE社において昭和22年4月1日に払い出された記号番号）から「H番」（A社C工場で資格を取得する以前に被保険者資格を取得していたF社において払い出された記号番号）に訂正されていることが確認でき、申立期間当時は存在しない「G番」の記載があることから、同被保険者証の再発行日は、申立人のE社勤務期間中であると考えるのが自然である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 30 日から 34 年 8 月まで

私は、A社（現在は、B社）の先代社長と私の父親が知り合いであり、その縁で昭和 31 年 5 月に同社に入社した。先代社長と同じくらい業務をこなせるためには 3 年は必要なので、「石の上にも 3 年」の気持ちで勤務を続けた。34 年 8 月に同社を退職した後は家業を手伝った。厚生年金保険の資格喪失日が 31 年 10 月 30 日であるので私の加入記録は 5 か月であるが、こんなに短くはなく納得がいかない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 31 年 5 月に A 社に入社し、34 年 8 月まで同社で継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、A 社で申立人に仕事を教えていたとする同僚は、自身が退職した昭和 31 年 12 月までに申立人が退職し、実家に帰って家業を手伝っていたと陳述している。

また、B 社が保管していた昭和 32 年 8 月 1 日現在における被保険者標準報酬月額決定通知書には申立人の氏名は見当たらず、同通知書に記載されている被保険者は同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における在籍者と一致することから判断すると、申立人は少なくとも同年 8 月以降は同社の被保険者ではなかったと考えられる。

さらに、申立期間を含む歴代の事業主は死亡又は連絡先不明であり、A 社の同僚 29 名に申立人について照会したものの、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除についての回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から保険料が控除さ

れていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 3 日から 46 年 4 月 30 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。当該事業所に勤務していた申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 9 月にA社に入社し、46 年 4 月まで同社で継続して勤務し、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたと申し立てている。

しかし、社会保険庁（当時）の記録によると、A社は、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、また、当該事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

さらに、申立人が記憶していた同僚もA社における被保険者記録が無い。

加えて、申立人に係る雇用保険の加入記録をみると、申立期間の前後について被保険者記録があるものの、申立期間については無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月 17 日から 36 年 8 月 24 日まで

高校卒業後、A社の事業主の知り合いであった叔父の紹介でA社での就職が決まり、その前にB社に行ってほしいと叔父から言われた。B社で3か月ほど勤務した後、もともと勤務する予定であったA社で勤務を始めた。厚生年金保険の加入記録では、このときの被保険者期間が脱退手当金支給済みとなっているが、脱退手当金を請求し受け取った記憶は無い。納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間に係る脱退手当金を請求した記憶が無く、受給していないとしている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人には、脱退手当金を支給したことを示す表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格の喪失日から約2か月後の昭和36年10月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

また、申立人はA社を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い上、退職後、2年間も国民年金の加入手続を行っていないことを踏まえると、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがう。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 5 月 22 日から 43 年 2 月 1 日まで
② 昭和 43 年 7 月 11 日から 45 年 1 月 17 日まで
③ 昭和 45 年 6 月 8 日から同年 10 月 21 日まで

厚生年金保険加入期間について、A 社会保険事務所(当時)に照会申出書を提出したところ、B 社の昭和 42 年 5 月 22 日から 43 年 2 月 1 日までの期間、C 社の同年 7 月 11 日から 45 年 1 月 17 日までの期間及び D 社の同年 6 月 8 日から同年 10 月 21 日までの期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

申立期間の直前に勤務していた E 社については、確かに脱退手当金を受け取ったが(1 万 200 円から 1 万 300 円まで)、その後勤務した分については受け取っていない。

D 社では、7 人から 8 人の零細企業で年金を掛けてくれているとは思わなかった。

脱退手当金は受け取っていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前の E 社に勤務していた期間(昭和 40 年 5 月 26 日から 42 年 5 月 21 日までの 24 か月)については脱退手当金を受給したが、B 社、C 社及び D 社で勤務していた期間(31 か月)については、脱退手当金を受給した記憶は無いとしている。

しかしながら、A 社会保険事務所が保管する申立人に係る脱退手当金裁定請求書に記載された請求者の住所地は、支給決定当時の申立人の住所地と一致している上、申立人が受給を認めている期間を含む事業所名が記されているほか、脱退手当金計算書等の関係書類を見ると、脱退手当金の送金先として、住所地

に近接した郵便局が指定されていることが確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、受給を認めているE社に勤務していた期間と申立期間を合算した55か月分が、昭和46年12月18日に支給決定されていることが確認できる。

さらに、申立人は、E社を退職後に再就職したB社在職中に脱退手当金の請求手続を行ったと主張しているが、E社に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号と同一の記号番号で管理されていたB社の被保険者期間中に、直前のE社に係る被保険者期間のみの脱退手当金を請求することは制度上不可能である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月から 40 年 8 月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無いと回答をもらった。同社には、現地採用のB職として入社し、C事業所のD部門で勤務したので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時にA社C事業所で勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所において、A社C事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同社は、「C事業所は本社直轄であり、厚生年金保険の加入等の手続は本社で行っていた」としているところ、同社は、「当社の正社員に係る人事記録に申立人の氏名が確認できないことから、申立人は正社員ではなかったと考えられるが、申立期間当時は、現地採用社員を厚生年金保険に加入させておらず、保険料も控除していなかった。なお、申立期間当時の現地採用社員に係る記録は保管していない」としている。

また、上記同僚は、社会保険事務所の記録により、A社本社において、昭和39年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるが、同人は、「私は、昭和36年8月25日にC事業所で現地採用社員として入社したが、支店従業員という待遇で同社の正社員になったときに厚生年金保険に加入したと思う」と陳述している。

さらに、申立人が申立人と同様に現地採用社員であったと記憶しているほかの同僚4人については、A社において厚生年金保険被保険者としての記録は無く、同社の人事記録においても勤務は確認できないが、申立人が同社の正社員

であったと記憶している元上司については、同社本社において厚生年金保険被保険者としての記録が有り、同社の人事記録においても勤務が確認できる。

加えて、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年6月20日から36年1月25日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間にA社で勤務したことは間違いないので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社(現在は、B社)で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社の会長(申立期間当時は、A社の工場長)は、「申立期間当時は人手不足であり、C業種工場の多かったD市E区のF地区へよくG職のスカウトに行っていた。申立人は、同地区のG職の一人であり、入社を勧めた記憶は有るが、当社では勤務していない」と陳述している。

また、申立人が氏名を記憶している同僚は所在不明であり、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員のうち、所在の判明した者に照会したが、申立人を覚えている者はいないことから、申立人の同社での勤務は確認できない。

さらに、上記被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年夏ごろから31年夏ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。同社では、B職として勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が氏名を記憶している申立期間当時の上司及び同僚は、いずれも死亡又は所在不明であり、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち、所在が判明し聴取することができた8人も申立人を記憶していないことから、これらの者から申立人の勤務状況等を確認することはできない。

また、複数の元従業員は、申立期間当時、申立人が担当していたとするB部門とC部門及びD部門は同じ事務室で業務を行っており、10数名の従業員がいたと陳述しているが、前述の元従業員8人のうちB部門、C部門又はD部門のいずれかで従事していたとする4人は、いずれも申立人を記憶していない。

さらに、A社の事業を継承するE社は、申立期間当時の人事記録等の資料を保管しておらず、同社から申立人の申立期間における勤務及び保険料控除の状況は確認できない。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点もみられない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 1 日から 38 年 6 月 7 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間に同社で勤務したのは間違いないので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、昭和 42 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主等は死亡又は所在不明のため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況は確認できない。

また、申立期間当時の給与事務担当者が、「A社では、申立期間当時、試用期間が有った。上司の指示により、入社後 3 か月から 1 年程度してから厚生年金保険の加入手続を行っていた」と陳述しているところ、申立人が記憶している同僚 11 人及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る 15 人に照会し、回答が得られた 11 人のうち 10 人について、各人が記憶する入社時期と被保険者資格の取得日を比較すると、入社時期の 1 か月から 1 年 11 か月後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人が、自身より数か月から 1 年ほど先にA社へ入社していたとする同僚も、被保険者資格を取得したのは、申立期間後の昭和 38 年 8 月 1 日である。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番

は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 1 日から 56 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 10 月 21 日から 57 年 3 月 20 日まで A 社（現在は、B 社）に勤務していたが、このうち 47 年 10 月 1 日から 56 年 8 月 1 日までに 3 回の定時決定の標準報酬月額が直前の標準報酬月額と比べて下がっている。同社の給与はすべて固定給であり下がった記憶が無いので、調査の上、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所（当時）の C 社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、昭和 47 年 10 月、50 年 10 月及び 54 年 10 月の定時決定においては、直前の標準報酬月額と比べて下がっており、証明できる給与証明書等はないものの、申立期間当時の給与は固定給であり下がった記憶が無いと申し立てている。

しかし、B 社は、「申立期間に係る給与額及び厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料は保有していないことから、申立人の報酬月額及び保険料控除額について確認できないものの、標準報酬月額が下がった要因は基本給等の固定給によるものではなく、時間外手当等の変動によるものと思う」と陳述している。

また、オンライン記録において所在が判明した同僚 30 人を抽出調査し、回答の得られた 24 人について、勤務期間における標準報酬月額の推移を調査したところ、標準報酬月額が直前の標準報酬月額から下がったことが無い者は、1 人のみであり、下がった回数が 1 回から 2 回の者が 9 人、申立人と同じ 3 回の者が 6 人、4 回から 6 回の者が 6 人、9 回以上の者が 2 人みられることから、

同社においては時間外手当等の変動により、標準報酬月額が直前の標準報酬月額と比べて下がっている者が多いことが確認できる。

さらに、これら調査対象とした同僚から、「i)当社においては給与に占める時間外手当等のウエイトが高く、年又は月ごとに大幅な変動があり、このことが標準報酬月額の変動の要因になったと思う。また、時間外労働が三六協定を超えるため残業規制の指示を受けたこともあった。ii)当社はD社の100パーセント出資の子会社であり、親会社の監査も隔年で実施されていることから、報酬月額を事実上反した低い額で社会保険事務所に届け出ることにはあり得ない」との陳述があった。

加えて、申立期間当時の同僚から、昭和48年10月分から60年6月分までの給与支給明細書の提出を受け、その内容を調査したところ、当該事業所においては、賃金総支給金額に基づく標準報酬月額の設定及び適正な額の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるほか、時間外手当等の変動的な手当の支給状況は、多い年は賃金総支給金額の37パーセントを占めているのに対し、少ない年は9パーセントと大幅に異にしていることが確認できる。

なお、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人に係る昭和54年10月の定時決定において、当初20万円と届けられていた記録が15万円に訂正されていることが確認できるところ、翌55年の定時決定時においても標準報酬月額が改定された記録が無く、社会保険事務所において事務処理を2回誤ったとは考え難いことから、15万円への訂正は事業主からの月額変更届に基づくものであると考えるのが相当である。

このほか、当委員会において申立人から直接意見の陳述を受けたが、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年6月1日から22年10月1日まで

私は、A社に学校卒業後に入社してから昭和46年12月まで継続して勤務していた。

B職として勤務していたA社C工場は、申立期間当時、全焼し操業休止していたが、私は、同社本社及び同社D工場で復興作業を行っていた。

社会保険事務所(当時)の記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日前後に資格を取得した被保険者57人全員が被保険者資格を昭和20年6月1日に喪失しているほか、同年5月に資格を取得した被保険者全員が申立人と同じ同年6月1日に資格を喪失していることが確認できること、及び申立人が被保険資格を再取得した22年10月1日までに資格を取得している者がいないことが確認できることから、同社において申立期間に厚生年金保険被保険者がいなかったと考えられる。

また、A社の元代表取締役は、「社史によると、A社C工場は昭和20年6月に全焼し、21年10月に復興していることから、申立期間は同工場の操業は行われておらず、厚生年金保険に加入していなかったと思う。加入していないのに、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考えられない」としている。

さらに、申立人は、A社本社及び同社D工場で復興作業を行っていた申立期間当時の同僚を記憶していないため、上記被保険者名簿により所在が判明した同僚に照会を行ったところ、別職種の同僚は、「A社C工場が昭和20年6月に

全焼した後は、皆、散り散りばらばらになった。私は、同社D工場が焼失する同年8月までのごく短い期間は同工場で仕事をしていたが、申立人とは一緒ではない。C工場復興後は、皆、C工場に戻ったが、申立期間に給料が支払われていたかどうかの記憶は無い」と陳述しているほか、ほかの同僚からも申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

加えて、申立人は、「申立期間は、A社本社及び同社D工場で復興作業を行っていた」と陳述しているところ、オンライン記録では、A社本社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和25年12月1日であり申立期間は適用事業所になっていないことが確認できるほか、同社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿も確認したが申立期間において申立人の記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 10 月 1 日から 22 年 9 月 1 日まで

私は、A社B工場に昭和 21 年 10 月 1 日から勤務し、C業務に従事していたのに、厚生年金保険の加入記録が 22 年 9 月 1 日からしかないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において名前が確認できる複数の同僚は、「申立人は昭和 22 年 9 月 1 日以前から同社に勤務していたと思う」と陳述していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、上記被保険者名簿を見ると、申立人を含め 11 人の者が昭和 22 年 9 月 1 日付けで被保険者資格を取得していることが確認できるところ、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、当該 11 人は同日が資格取得日とされていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿において、当該 11 人のうち、申立人等 2 人を除く 9 人は、いずれも申立期間以前にA社B工場において被保険者記録が確認でき、申立期間当時にいったん被保険者資格を喪失した後、申立人と同じ昭和 22 年 9 月 1 日に被保険者資格を再取得していることが確認できる。

このことについて、複数の同僚は、「これら 9 人はいずれも幹部的な立場の人であり、空白期間も継続してA社B工場に勤務しており、なぜいったん被保険者資格を喪失させているのかよく分からない」と陳述しているところ、申立人は、「A社に幹部候補生として入社した」としていることなどから判断すると、申立期間当時、これら幹部的な立場とされている者と同様に、申立人についても厚生年金保険に加入させない取扱いが行われたことがうかがえる。

さらに、A社の後継企業であるD社は、「当時の人事、給与関連の書類はすべて消失しており、会社として手掛かりが無い」と陳述しているほか、申立期間当時の事業主は既に亡くなっているため、同社及び事業主から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

また、申立人は、「申立期間当時、給与から厚生年金保険料を控除されていたか否かについては分からない。健康保険被保険者証の取得及び使用については記憶が無い」としている。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関係資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年3月26日から同年5月5日まで
② 昭和26年1月30日から同年10月まで
③ 昭和26年10月から27年7月20日まで
④ 昭和28年12月30日から29年2月まで
⑤ 昭和29年2月から同年10月10日まで

私は、中学校からの集団就職で入社したA社（現在は、B社）における申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

また、その後、C社で勤務した申立期間③、D社で勤務した申立期間④及びE工場で勤務した申立期間⑤の厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社に中学校からの集団就職により入社した旨を具体的に陳述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の生年月日に係る記録により中学校からの集団就職と推認される同僚が9人確認できることから、在職期間は特定できないものの、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、上記9人の同僚の厚生年金保険の加入記録をみると、いずれも被保険者資格の取得日は申立人と同じ昭和24年5月5日となっていることから、A社は同年の新卒者に対する厚生年金保険の加入手続を同日付けで行ったと考えられる。

また、申立期間①及び②について、上記被保険者名簿により、申立期間に加入記録があり、連絡先が分かった同僚5人に照会を行い、3人から回答が得られたが、いずれも申立人のことは覚えておらず、申立人の申立期間①に係る保

険料控除並びに申立期間②に係る勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

さらに、B社の総務課は、「申立期間当時の資料が無く、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除については確認できなかった」旨の陳述をしている。

加えて、上記被保険者名簿によると、申立期間①及び②において健康保険の整理番号には欠番が無いほか、健康保険被保険者証を返納したことを示す「証返」の押印が確認でき、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

申立期間③について、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿より、申立期間に加入記録があり、連絡先が分かった同僚3人に照会を行ったが、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

また、申立期間当時の事業主は亡くなっているため、商業登記から会社閉鎖時に登記されている代表取締役に対して、申立人の厚生年金保険料控除についての文書照会を行ったが、回答は得られなかった。

さらに、オンライン記録では、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和27年4月1日であり、申立期間のうち、同日より前の期間は適用事業所となっていない。

加えて、上記被保険者名簿において申立期間の健康保険の整理番号には欠番が無く、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

申立期間④について、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿より、申立期間に加入記録があり、連絡先の分かった同僚6人に照会を行ったが、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

また、申立期間当時の事業主は亡くなっており、商業登記から会社閉鎖時に登記されている代表取締役に対して、申立人の厚生年金保険料控除についての文書照会を行ったが、回答は得られなかった。

さらに、上記被保険者名簿において、申立期間の健康保険の整理番号には欠番が無いほか、健康保険被保険者証を返納したことを示す「証返」の押印が確認でき、同被保険者名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

申立期間⑤について、E工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に加入記録があり、連絡先が分かった同僚3人に照会を行ったが、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

また、申立期間当時の事業主の連絡先は不明で、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

さらに、上記被保険者名簿において、申立期間の健康保険の整理番号には欠番が無く、同被保険者名簿の記載内容にも不自然な点もうかがえない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間①、②、③、④及び⑤において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 2 月から 60 年 3 月まで
② 昭和 62 年 3 月から同年 7 月まで

私は、昭和 58 年 2 月ごろに、直前まで勤務していた事業所の A 業務長の紹介により B 事業所に転職し、60 年 3 月まで同事業所で C 職として勤務していた（申立期間①）。

また、私は、B 事業所の A 業務長に誘われて、同氏が A 業務長として転職した D 事業所で昭和 62 年 3 月から同年 7 月まで C 職として勤務していた（申立期間②）。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間①及び②が厚生年金保険の未加入期間とされているので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人と一緒に B 事業所で勤務していたとされる A 業務長の陳述から判断すると、在籍期間は特定できないものの、申立人が申立期間に同事業所に勤務していたことが推定できる。

しかし、B 事業所という事業所名では、社会保険事務所に適用事業所としての記録は無い上、同事業所を経営していた E 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当該 A 業務長及び同氏が同僚として名前を挙げた C 職 5 人の被保険者記録も確認できない。

また、申立人と一緒に B 事業所で勤務していたとされる A 業務長は、申立期間①において、国民年金の強制加入被保険者であり、保険料が納付済みであることが、オンライン記録から確認できる。

さらに、E 社の当時の総務部長は、「B 事業所の A 業務については、当社と

A業務長が請負契約をして、C職の給与もA業務長に一括支給していた記憶があるので、同事業所の厨房で勤務するC職は厚生年金保険に加入していなかったと思う」旨陳述している。

加えて、E社の当時の事業主及び同社においてB事業所に勤務するC職の給与計算をしていたとされる者は既に死亡しているため、申立人の厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述が得られない。

また、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①における健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然さは見られない。

申立期間②について、オンライン記録から、申立期間当時にD事業所を経営していたF社での厚生年金保険被保険者記録に名前が確認できる同僚二人の陳述から、在籍期間は特定できないものの、申立人が申立期間にD事業所に勤務していたことが推定できる。

しかし、D事業所という事業所名では、社会保険事務所に適用事業所としての記録は無いほか、オンライン記録には、同事業所で一緒に勤務するよう申立人を誘ったとされるA業務長及び同氏が同僚として名前を挙げたC職二人についても、同事業所を経営していたF社での厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、申立人のことを記憶していた同社での被保険者記録が確認できる上記同僚二人は、「自身は、C職ではなく、申立人とは職種が異なる」旨陳述している。

また、申立人をD事業所に勤務するよう誘ったとされるA業務長は、「D事業所のオーナーとの入社前の面談で、当分の間、試用期間となるため、私と申立人を社会保険に加入させないと言われた。私は健康保険被保険者証を受け取っていない」旨陳述している上、申立人は、「私は、A業務長がD事業所を退職してから、同氏に指示された引継業務を行い、1週間後に同事業所を退職した」旨陳述しているところ、A業務長は、「私は、本採用前の試用期間中に同事業所を退職したので、厚生年金保険に加入できなかった。申立人は、私の後を追って同事業所を退職したので、厚生年金保険の加入記録が無いのだと思う」旨陳述している。

さらに、上記A業務長は、申立期間②において、国民年金の第1号被保険者であり、一部期間の保険料が納付済みであることが、オンライン記録から確認できる。

加えて、F社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は、「申立人の厚生年金保険料の控除の状況は不明である」旨陳述している。

このほか、申立人が申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を

行ったが、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 49 年 11 月 1 日から 50 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 4 月から同年 10 月末まで A 社に B 職として勤務していた（申立期間①）。

また、私は、昭和 49 年 11 月から 50 年 5 月末まで C 社に B 職として勤務し、D 業務に従事していた（申立期間②）。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間①及び②が厚生年金保険の未加入期間とされているので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により同社での在籍が確認できる複数の同僚の陳述から、在籍期間の特定はできないものの、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが推定できる。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社は昭和 45 年 5 月 1 日に適用事業所となっていることが確認でき、申立期間において、同社は適用事業所とはなっていない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社が適用事業所になった昭和 45 年 5 月 1 日と同一日に被保険者資格を取得していることが確認できる複数の同僚は、「A 社での被保険者資格の取得日以前の給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと思う」旨陳述している。

さらに、当時の事業主及び事務担当者であったその妻は、「申立人のことは記憶しているものの、在籍時期及び厚生年金保険の適用状況等は覚えていない。また、当時の資料等は廃棄済みであり、申立期間の保険料の控除の状況は分か

らない」旨回答している。

申立期間②について、申立人が同僚として名前を挙げた3人の名前が、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に確認できるものの、当該3人の所在が不明であり、同社での申立人の在籍状況、勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述が得られなかった上、上記被保険者名簿から同社での申立期間当時の在籍が確認できる同僚27人に照会したものの、回答が得られた8人全員が、「申立人のことを覚えていない」旨回答している。

また、上記の回答が得られた8人のうち数人が名前を挙げたC社での当時の同僚の中には、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録が確認できない者がいることから、申立期間当時の同社では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

さらに、C社は、昭和51年12月5日に適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡しているため、申立人の在籍状況、勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できない。

加えて、C社での申立期間における健康保険の整理番号に欠落は無く、連続して付番されていることがオンライン記録から確認できる。

このほか、申立人が申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間①及び②における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 21 日から 35 年 4 月 28 日まで
社会保険事務所（当時）の記録では、私が A 社に勤務していた昭和 33 年 5 月 21 日から 35 年 4 月 28 日までが、厚生年金保険の未加入期間とされている。

しかし、私は、当該期間に A 社に正社員として勤務しており、厚生年金保険にも加入していたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社での業務内容等を詳細に陳述していることから、在籍期間は特定できないものの、申立人が同社に在籍していたことが推定できる。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間の在籍が確認できる複数の同僚に照会したものの、その全員が、「申立人のことは覚えていない」旨陳述しており、これらの同僚から、申立人の同社での在籍状況及び厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述は得られなかった。

また、申立人は、A 社での同僚二人の氏名を覚えているものの、うち一人は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が見当たらない上、所在不明であり、もう一人は、同名簿に名前が確認できるが、既に死亡しているため、これらの者から、同社での申立人の在籍状況及び厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述を得ることができない。

さらに、A 社は、昭和 57 年 9 月 1 日に適用事業所ではなくなっており、事業主は既に死亡していることから、同社における申立人の在籍状況及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月 1 日から 47 年 10 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）の記録では、昭和 46 年 5 月 1 日から 47 年 10 月 1 日までが厚生年金保険の未加入期間とされているが、私は、当該期間を含めてA社に継続して勤務し、毎月の給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間を含めてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人は、A社の経理担当者として自身の給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除していたと主張しているものの、同社は、平成元年5月1日に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡しているため、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除の状況について確認できない上、同社の事業を継承したB社は、「A社の資料等は残存しておらず、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除の状況は不明である」旨回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人とほぼ同時期に同社での被保険者期間に空白期間がある同僚は、「当時、会社から社会保険に入ることができないと言われた。明確な理由は分からないが、会社の業績が悪化したためだと思う。当該期間の給与から保険料は控除されていなかった。私は、家族がいたため健康保険被保険者証が必要だったので、自ら健康保険に加入した」旨陳述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の昭和 46 年 5 月 1 日の被保険者資格の喪失に伴い、健康保険被保険者証が社会保険事務所に返納されたことを示す記載が確認できるなど、同名簿の記録に不

自然さは見られない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月4日から4年4月11日まで
社会保険事務所(当時)の記録では、平成3年8月4日から4年4月11日までが厚生年金保険の未加入期間とされているが、私は、当該期間にA社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人に係る雇用保険加入記録及び失業等給付記録から、申立人は、平成3年8月3日にA社を離職し、失業等給付の受給手続後7日間の待機期間及び3か月間の給付制限期間経過後に、申立期間を含む同年12月9日から4年9月4日までに係る失業等給付を受給していることが確認できる。

また、A社が加入していたB健康保険組合提出の被保険者名簿から、申立人は、社会保険事務所が記録する同社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日と同一日の平成3年8月4日に同組合での被保険者資格を喪失し、同年8月12日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

さらに、A社の事業主は、「申立期間における申立人の在籍状況及び厚生年金保険料の控除等の状況については分からない」旨陳述している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 8 月 22 日から 38 年 8 月 21 日まで
② 昭和 38 年 8 月 26 日から同年 10 月 2 日まで
③ 昭和 38 年 11 月 15 日から 39 年 8 月 27 日まで
④ 昭和 39 年 8 月 27 日から 41 年 6 月 13 日まで

社会保険事務所（当時）の記録では、私がA社、B社、C社及びD社に勤務した期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、申立期間より前に勤務したE社退職した際に脱退手当金を受給した記憶があるが、上記の4つの事業所での勤務期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は請求しておらず、受給していないとしている。

そこで、申立人が申立期間に勤務した最終事業所であるD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄には脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いほか、D社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和41年11月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、申立期間前の約4年間の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年12月1日から33年9月1日まで
社会保険事務所(当時)の記録では、私がA社に勤務していた昭和23年12月1日から33年9月1日までに係る脱退手当金が支給済みとなっている。
しかし、私は、脱退手当金を受給しておらず、請求したことも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶も無いとしている。

オンライン記録では、申立期間に係る脱退手当金は、A社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和33年10月21日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む合計6ページに記載された女性のうち、申立人と同一時期(おおむね3年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した8人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め7人であり、その全員が資格喪失後約6か月以内に支給決定されていることが確認でき、複数の同僚は、「会社から脱退手当金の説明を聞いた。会社が代理請求していたと思う」旨回答している上、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年3月1日から30年4月2日まで
② 昭和30年9月2日から32年2月1日まで
③ 昭和32年2月1日から同年9月1日まで
④ 昭和32年9月1日から33年8月23日まで

社会保険事務所（当時）の記録では、私がA社B事業所、同社本社及びC社に勤務した期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給しておらず、請求した記憶も無いとしている。

オンライン記録では、申立期間に係る脱退手当金は、申立期間に勤務した最終事業所であるC社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和33年12月22日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できないことから、C社を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 11 月 1 日から 5 年 8 月 21 日まで
標準報酬月額が平成 4 年 11 月から引き下げられていることを、社会保険事務所（当時）の調査により初めて知らされた。
引き下げられた標準報酬月額は、当時の給与と見合ったものではないので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当初 16 万円と記録されていたところ、申立人が A 社における被保険者資格を喪失した日（平成 5 年 8 月 21 日）の後の平成 5 年 9 月 10 日付けで、4 年 11 月 1 日にさかのぼって 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A 社に係る商業登記簿から、申立人は同社の取締役役に、また、申立人の夫も同社の代表取締役になっていることが確認できる。

さらに、申立人は、「平成 4 年 4 月ごろ以降は、大勢の従業員が辞め、B 職 1 人と自分たち 2 人（夫婦）の合計 3 人しかいなかった」と陳述しているところ、オンライン記録でも、平成 4 年 4 月に A 社で厚生年金保険の被保険者資格を有していた被保険者 13 人のうち、同年 5 月及び同年 6 月に計 10 人が資格を喪失しており、このうち 7 人が上記の訂正処理日（平成 5 年 9 月 10 日）より以前に、それぞれ次の適用事業所で被保険者資格を取得していることが確認できる（ほかの 3 人のうち、1 人は国民年金申請免除、残り 2 人は記録無し及び不明）ことから、訂正処理日に同社には、申立人、申立人の夫及び職種が B 職であったとする従業員の計 3 人しか在籍していなかったことが確認できる。

加えて、申立人は、役員としての担当分野に関する照会に対して、「経理も社会保険も実務担当者がいて、それらの者を自分が管理していた」と陳述して

いるが、当該実務を担当していたとする従業員二人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、訂正処理日（平成5年9月10日）より1年以上前にそれぞれ被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立人は、当該訂正処理が行われた当時、同社により当該手続を行う意思決定について一定の責任を有していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役として、自らの標準報酬月額の訂正処理に職務上関与しながら、当該訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 11 月 1 日から 5 年 8 月 21 日まで
標準報酬月額が平成 4 年 11 月から引き下げられていることを、社会保険事務所（当時）の調査により初めて知らされた。
引き下げられた標準報酬月額は、当時の給与と見合ったものではないので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当初 38 万円と記録されていたところ、申立人が A 社における被保険者資格を喪失した日（平成 5 年 8 月 21 日）の後の平成 5 年 9 月 10 日付けで、4 年 11 月 1 日にさかのぼって 20 万円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A 社に係る商業登記簿から、申立人は同社の代表取締役になり、また、申立人の妻も同社の取締役になっていることが確認できる。

さらに、申立人の配偶者である取締役は、「平成 4 年 4 月ごろ以降は、大勢の従業員が辞め、B 職 1 人と自分たち 2 人（夫婦）の合計 3 人しかいなかった」と陳述しているところ、オンライン記録でも、平成 4 年 4 月に A 社で厚生年金保険被保険の者資格を有していた被保険者 13 人のうち、同年 5 月及び同年 6 月に計 10 人が資格を喪失しており、このうち 7 人が上記の訂正処理日（平成 5 年 9 月 10 日）より以前に、それぞれ次の適用事業所で被保険者資格を取得していることが確認できる（ほかの 3 人のうち、1 人は国民年金申請免除、残り 2 人は記録無し及び不明）ことから、訂正処理日に同社には、申立人、申立人の妻及び職種が B 職であったとする従業員の計 3 人しか在籍していなかったことが確認できる。

加えて、申立人は、訂正処理日（平成 5 年 9 月 10 日）当時、社会保険事務

所担当者との関わりについて、「当時は、負債も重なって経営的に大変な時期であった。社会保険事務所のことはよく覚えていない」と陳述していることから、A社の厚生年金保険料についても、何らかの方法で処理する必要があったものと推察できる。

以上の事情から、申立期間に係る平成5年9月10日付けの^{そきゅう}遡及訂正手続について、社会保険事務所が代表取締役であった申立人の同意を得ず、また、申立人の一切の関与も無しに無断で処理を行ったものとは考え難く、当該標準報酬月額^{そきゅう}の減額処理については、申立人が関与していたものとするのが相当である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月 10 日から同年 9 月 13 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 45 年 5 月 10 日から同年 9 月 13 日までについて加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も厚生年金保険に加入していたはずなので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社が保有している申立人の「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」から、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和 45 年 5 月 10 日であることが確認でき、同社は、「被保険者資格喪失確認通知書の記載どおり申立人は昭和 45 年 5 月 9 日に退職しており、翌日の同年 5 月 10 日に資格を喪失している」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に同社で被保険者資格を取得したことが確認できる同僚 28 人のうち、住所の判明した 13 人に文書照会したところ 6 人から回答があり、全員が「申立人を覚えていない」と陳述している。

さらに、公共職業安定所における申立人のA社に係る雇用保険の記録は、厚生年金保険の加入記録と一致しており、申立期間における雇用保険の加入記録は無い。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿に不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から38年7月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務していた期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間のうち、数か月について同社で勤務し、厚生年金保険に加入していたはずなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、申立人は、時期を特定できないものの、申立期間の一部にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社は、昭和39年5月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無いことから、申立人の同社における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の同僚証言及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、当時、同社に勤務していた複数の従業員は、勤務したとする時期から約12か月ないし26か月後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人及び同僚の1人は、A社の当時の従業員数は約12人から14人であったと陳述しているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる同時期の被保険者数は8人にすぎず、当該名簿の健康保険の整理番号に欠番が無いことから、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことが推認できる。

加えて、ほかの同僚は、「当時、A社では従業員全員が社会保険に加入していた訳ではなく、社長の裁量で独身の男性は加入していない人もいた」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。